

大沢野地域公共施設複合化事業 [リーディングプロジェクト]

募集要項等に対する質問の回答

令和2年7月

富山市

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
1	募集要項	募集要項等の 位置づけ	1	1						「令和2年5月に本市が本事業に関して公表した実施方針及び要求水準書(案)(添付資料を含む。)及びこれに対する質問回答は、本公簿の条件を構成しない。」とありますが、前回質問回答の内容は本公簿資料に反映されていないとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて適宜反映しています。
2	募集要項	募集要項等の 位置づけ	1	1						「令和2年5月に本市が本事業に関して公表した…中略…は、本公募の条件を構成しない。」とありますが、つまり当時の資料や質疑回答は、本事業とは全く無関係として扱うということでしょうか。特に質疑回答の扱いについてご教示願います。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	事業の目的	2	2	(1)					「大沢野地域公共施設複合化事業(リーディングプロジェクト)基本構想」との記載がありますが、開示されているでしょうか。	基本構想については公表していません。
4	募集要項	基本方針	2	2	(2)					「様々な用途で使用可能なスペース」とありますが、具体的にどの様に理解すればよいでしょうか。	多目的での利用が可能なスペースを指しますが、具体的な内容は民間事業者の提案に委ねます。
5	募集要項	基本方針	2	2	(2)					「商業機能等を複合化」した建物とは、具体的にどの様に理解すればよろしいでしょうか。	商業機能等が複合化された施設を指しますが、具体的な内容は民間事業者の提案に委ねます。
6	募集要項	解体の対象となる 既存施設	4	2	(4)	4)				解体対象として、車庫がふくまれますが、北側の車庫と車庫の間にケーブル富山の基地局が設置されています。基地局の撤去は困難のため撤去しないものと考え、隣接車庫解体に伴う基地局の電力会社の引込ケーブル盛替え工事は協議となりますので、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ケーブルテレビの基地局が設置されているエリアも含めて自主提案施設が提案された場合には、必要な時期までに同基地局を撤去することとしています。なお、同基地局の撤去については本事業の業務範囲外です。
7	募集要項	事業の概要	4	2	(6)	1)				自主提案事業の中には施設整備を前提とした「自主提案施設」の記載しかありませんが、施設整備を伴わない、所謂イベント開催などのソフト的な自主提案も可能との理解でよろしいでしょうか。また、ソフト的な自主提案の提案が可能な場合、VI自主提案施設に関する事項(3)の評価視点「賑わい創出、地域活性化への貢献」の評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	自主提案施設については、自主提案施設事業者等の提案により、3つの方式のすべて又はいずれかによる施設整備とあわせ、イベントなどのいわゆるソフト事業を実施することも可能です。また、ソフト事業のみの提案も可能です。ただし、ソフト事業のみの提案については、優先交渉権者選定基準別紙2「VI自主提案施設に関する事項」の評価対象とはなりません。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
8	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)			「市」と「PFI事業者」と「自主提案施設事業者等」が包括的に締結する契約はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		実施方針時の質疑回答は「本公募の条件を構成しない」ということですので、再確認させて頂きます。自主提案事業の貴市との契約相手方はSPCでなく自主提案施設事業者でよいということでしょうか。	自主提案事業にかかる本市との契約相手方は、提案により、SPC又は自主提案施設事業者となります（SPCが自主提案施設を整備する場合は、本市との契約相手方はSPCとなります。）。
10	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		土地売買契約(案)、事業用定期借地権設定契約書(案)、定期建物賃貸借契約書(案)は示されないのでしょうか。	各契約書は、事業者選定後に市から案文を提示した上で、内容を協議し、締結することとしています。
11	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		土地売買契約(案)、事業用定期借地権設定契約書(案)、定期建物賃貸借契約書(案)は「いつ」「誰が」作成するのでしょうか。また、その費用は誰の負担でしょうか。	No.10を参照してください。また、案文の作成に要する費用は市が負担します。なお、事業用定期借地権設定契約にかかる公正証書の作成費用はPFI事業者の負担とします。
12	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		自主提案施設事業者のリスク把握のため、自主提案施設事業者等と貴市との間で締結される売買契約・賃貸借契約等の内容について、少なくとも次の事項を明らかにして頂けるでしょうか。 ①原状回復しないことを事前協議・決定することができるか。 ②転売又は事業譲渡の可否、制限がある場合にはその期間 ③自主提案施設事業者等が事業期間(賃貸借期間)の途中で解約又は事業譲渡等を行った場合に、自主提案施設事業者等に課せられるペナルティ、違約金の定めなど	No.10を参照してください。
13	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		実施方針の質問回答19では、自主提案施設にかかる各契約については、原則、事業契約と同時期に締結することを想定しているとされており、いずれか一方の契約が締結されない場合でも、他の契約は締結されるものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約が締結されない場合には、自主提案事業にかかる各契約についても締結しないこととなります。
14	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		自主提案施設事業者等が市との間で契約を締結するに至らなかった場合、違約金の発生や事業契約を締結しないなど、事業契約に及ぼす影響はないという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、自主提案事業にかかる契約締結に向けて最大限の努力を求めます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
15	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		事業契約が締結するに至らなかった場合でも、自主提案事業に関する契約は締結されないこととなるのでしょうか。	No.13を参照してください。
16	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		自主提案施設事業者等と貴市との間の賃貸借契約等が事業契約に影響を及ぼす場合又は事業契約が賃貸借契約等に影響を及ぼす場合が想定されていればご教示願います。	No.13を参照してください。
17	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		現行政サービスセンターを解体するのが遅れ、これにより自主提案施設の供用開始も遅れるなど、SPC又は自主提案施設事業者等の一方の帰責事由により、他方の事業が阻害されることが想定し得ますが、かかる場合には、いかなる主体が責任を負うのでしょうか。場合によって異なるのであれば、その場合分けについてもご教示願います。	土地の賃貸借等の契約条件については、まだ詳細に確定していませんが、市に帰責がない場合には、SPCと自主提案施設事業者で調整すべき事項と考えます。
18	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		SPCの帰責事由によって解体が遅れたことにより、自主提案施設の供用開始が遅れた場合、貴市は、自主提案事業者に対する違約金、損害賠償等を負担するのでしょうか。または、貴市が自主提案事業者の請求の有無にかかわらず、違約金または損害相当額を、SPCに求償する可能性があるのでしょうか。	土地の賃貸借等の契約条件については、まだ詳細に確定していませんが、市に帰責がない場合には、SPCと自主提案施設事業者で調整すべき事項と考えます。
19	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		自主提案事業者の責めに帰すべき事由により、新設施設工事等について、目的物の毀損、工期の遅れその他、SPCに損害が生じた場合、貴市は、SPCとは独自に、自主提案事業者に対する損害賠償請求をするか否かをご教示願います。	土地の賃貸借等の契約条件については、まだ詳細に確定していませんが、市に帰責がない場合には、SPCと自主提案施設事業者で調整すべき事項と考えます。なお、市に損害が生じた場合には、事業契約書(案)第54条に基づきSPCに対する損害賠償請求権を有することも考えられます。
20	募集要項	事業方式	5	2	(6)	2)	ii)		自主提案施設は民間事業者の独立採算により行うものとありますが、事業開始後に万一自主提案施設運営等が滞った場合の違約金はないと理解してよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	募集要項	事業者の収入	7	2	(6)	4)	i)		サービス購入費Aには設計、建設、及び工事監理費とありますが、サービス購入費B、サービス購入費E-1、サービス購入費E-2には設計及び工事監理費の記載がありません。これらについても、夫々に設計、及び工事監理費を含むと解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
22	募集要項	事業期間	7	2	(6)	5)	ii)				自主提案施設の事業期間について、「原則として、令和20年3月末日とする。」とありますが、提案時点で15年を超える事業期間の提案も可能としていただけないでしょうか。	自主提案施設の事業期間については、あくまで令和20年3月末日を終了日として提案してください。
23	募集要項	事業期間	7	2	(6)	5)	ii)				「自主提案施設を定期建物賃貸借契約又は事業用定期借地権設定契約を締結して実施する場合、自主提案施設の事業期間の終了日は、原則として令和20年3月末日とする。」とありますが、自主提案施設を提案する場合、契約の締結はいつ頃を想定されておりますでしょうか。	選定後、できる限り速やかに締結するものとします。
24	募集要項	事業期間	7	2	(6)	5)	ii)				「自主提案施設の事業期間の終了日の変更を希望する場合は、本市と自主提案施設事業者等で協議する。」とありますが、協議をすれば延長が認められるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	募集要項	モニタリングの方法	8	2	(7)	3)					貴市の「モニタリングのために必要な資料等」を具体的にご教示願います。	モニタリングのために必要な資料等について、具体的な様式等を市が定める予定はありません。
26	募集要項	モニタリングの結果	8	2	(7)	4)					貴市が各業務段階で行うモニタリングのペナルティ(サービス購入費の減額等)について、ペナルティの対象となった業務以外への影響は無いと考えてよろしいでしょうか。	本市が各業務段階で行うモニタリングのうち、サービス購入費の減額を行うペナルティ対象は、維持管理業務期間における事象のみであり、その他の業務に影響を与えるものではありません。
27	募集要項	応募者の構成員及び協力企業	9	3	(1)	1)					記載の構成員、協力企業の定義からすると、自主提案実施企業がSPCとの契約関係を有しない提案の場合、当該企業は「構成員」「協力企業」のどちらにも該当しないという理解でしょうか。	お見込みのとおりです。
28	募集要項	応募者の構成員及び協力企業	9	3	(1)	1)					自主提案施設の事業者はSPCの「構成員」または「協力企業」にならなくてもよいとのことですが、提案提出時に自主提案施設事業者は確定していないといけないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、参加表明書提出日以降、提案書提出日までは参加表明書等を再提出することにより、自主提案施設事業者等の変更を認めることとします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
29	募集要項	応募者の構成等	9	3	(1)	2)					自主提案施設事業者等は、自主提案施設を提案した場合、自主提案施設の整備運営を行う事業者（SPC又は自主提案施設事業者）とされていますが、自主提案施設の設計業者、施工業者、運営業者、維持管理業者、賃借人等、どの範囲までが自主提案事業者に含まれ、応募書類に記載する必要があるのでしょうか。	自主提案施設の代表企業（SPCであれば出資予定割合が最も多い企業等）名の他、可能な範囲で記載ください。
30	募集要項	応募者の参加資格要件	10	3	(1)	3)					「3)の応募者の参加資格要件」は自主提案事業を行う事業者は対象外との理解でよろしいでしょうか。	「④応募者の制限」及び「⑤参加資格の確認基準日」については、自主提案施設事業者等にも適用されます。
31	募集要項	応募者の参加資格要件	10	3	(1)	3)					「統括管理業務責任者」および「統括管理業務担当者」については、要求水準書P.71に要件が示されていますが、参加資格審査の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	募集要項	応募者の参加資格要件	10	3	(1)	3)					SPCから施設整備業務・維持管理業務等の各業務以外の業務（会計監査やアドバイザー業務など）を受託する者は、「構成企業」「協力企業」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	会計監査やアドバイザー業務、その他軽微なものについては、お見込みのとおりです。
33	募集要項	応募者の参加資格要件(全ての業務に共通する参加資格要件)	10	3	(1)	3)	①				富山市競争入札参加資格者名簿の提出のあり方をご指示願います。	本市の入札参加資格者名簿に登載されている者であることを証する書類として、「入札参加資格決定通知書」の写しを参加資格審査に関する提出書類「様式2-6 構成員の参加資格要件に関する書類」に添付し提出してください。
34	募集要項	応募者の参加資格要件(全ての業務に共通する参加資格要件)	10	3	(1)	3)	①				構成員は競争入札参加資格者名簿に登載された者であることとありますが、協力企業の立場の者も同様という理解でよろしいでしょうか。	協力企業は、必ずしも本市の競争入札参加資格者名簿に登載された者である必要はありません。
35	募集要項	応募者の参加資格要件(業務別の参加資格要件)	10	3	(1)	3)	②				大沢野生涯学習センターの改修業務を行う企業（改修企業）と自主提案施設事業者は、業務別の参加資格要件は求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
36	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②				自主提案施設事業者は、市と土地売買契約、 定期借地権設定契約又は定期建物賃貸借契 約を結ぶ者(建物所有者等)であり、自主提 案施設内で実際運営する事業者(テナント等) は自主提案施設事業者として、参加資格申請 を求められないとの理解でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
37	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②				各業務に共通する(イ)の要件で、「官公庁 等」とありますが、「等」とはPFI事業における SPCから発注も含まれるとの理解でよろしい でしょうか。	「官公庁等」とは、官公庁のほか、公共的な 活動を営む団体(公共的団体)を指し、PFI事 業におけるSPCも含まれます。
38	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②				各業務に共通する(イ)の要件で、「公共施設 等」とは用途は問わないという理解でよろしい でしょうか。	「公共施設等」とは、公共施設のほか、庁舎 や宿舍等の公用施設、教育文化施設や廃棄 物処理施設、医療施設、社会福祉施設等の 公益的施設などを指し、用途は問いません。
39	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②				業務別の参加資格要件に「自主提案事業者」 の参加資格要件の記載がないため、参加申 請後も「自主提案事業者」の追加・変更は可 能との理解でよろしいでしょうか。	No.28なお書きを参照してください。
40	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②	ア	(イ)		「平成17年4月1日以降に、官公庁等が発注し た延床面積2,000㎡以上の公共施設等の基 本設計業務及び実施設計業務を完了した実 績を有していること。」とありますが、他の業務 も含めて本支店問わず企業として実績があれ ばよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②	ア	(イ)		ア 設計業務を行う者(イ)平成17年4月1日以 降に、「官公庁等が発注した延床面積2,000㎡ 以上の公共施設等の基本設計及び実施設計 業務を完了した実績を有していること」とあり ますが設計共同体にて完了した実績も含むも のとしてよろしいでしょうか。	設計共同体(設計JV)については、代表者と しての実績に限り、含むこととします。
42	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②	ア	(イ)		設計業務を行う企業の資格として、「官公庁 等が発注した延床面積2,000㎡以上の公共施 設等の基本設計及び実施設計業務を完了し た実績」とありますが、設計共同体での実績も 問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	No.41を参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	項目							
43	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②	ウ	(イ)	工事監理業務の資格として、「官公庁が発注した延べ床面積が2000㎡以上の公共施設等」とありますが、庁舎や学校、文化施設等の実績と考えて間違いないでしょうか。	No.38を参照してください。
44	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②	ウ	(イ)	ウ 工事監理を行う者(イ)平成17年4月1日以降に、「官公庁等が発注した延床面積2,000㎡以上の公共施設等の工事監理業務を完了した実績を有していること」とありますが改築、改修の工事監理業務を完了した実績も含むものとしてよろしいでしょうか。	改築としての工事監理業務実績は含みますが、改修としての工事監理業務実績は含みません。
45	募集要項	応募者の参加 資格要件(業務 別の参加資格 要件)	10	3	(1)	3)	②	ウ	(イ)	工事管理業務を行う企業の実績として記載のある「官公庁等が発注した延床面積2,000㎡以上の公共施設等の工事監理業務を完了した実績」には同規模施設の改修・改築業務を行った実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.44を参照してください。
46	募集要項	応募者の参加 資格要件(経営 状況)	10	3	(1)	3)	③			「応募者のうち、特定建設業の許可を受けた建設企業は、経営事項審査結果通知書(資格確認基準日の直前の決算期に対応するもの)の土木一式及び建築一式それぞれおの総合評価値が945点以上である者を1社以上含むこと。」とありますが、自主提案事業にて整備する自主提案施設の建設業務を行う者は対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	募集要項	応募者の参加 資格要件(参加 資格の確認基 準日)	12	3	(1)	3)	⑤			各契約には、自主提案事業にかかる契約も含まれる(実施方針に対する質問回答36)ので、応募者の参加資格を欠くため契約が締結されない場合には、自主提案事業に関する契約も締結されないと解されますが、これを前提にしても、自主提案施設事業者が構成員または協力企業にならない場合、自主提案施設事業者が同④応募者の制限制限に該当したときにも、PFI事業契約を含む各契約は締結されるものと理解してよいでしょうか。	自主提案施設事業者がP11「④応募者の制限」に該当した場合には、PFI事業契約の締結には影響を与えませんが、自主提案事業にかかる各契約は締結しないこととなります。参加申請後に、このような状況となった場合には、代替事業者を探すなどの最大限の努力を求めます。
48	募集要項	応募者の参加 資格要件(SPC の設立)	12	3	(1)	3)	⑥	ア		SPC所在地を事業用地とすることは認められるでしょうか。	認めることとします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
49	募集要項	応募者の参加 資格要件(SPC の設立)	12	3	(1)	3)	⑥	オ		SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、金融機関からSPC株式会社に対する担保設定を依頼されることとなります。その場合、貴市からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関との直接協定等において、融資の必須条件となる場合であって、事業の立て直しを目的とする場合には担保権の設定を認めます。
50	募集要項	応募者の参加 資格要件(代表 企業、構成員及 び協力企業の 変更)	12	3	(1)	3)	⑦			「協議の結果、本市が資格、能力等の面で支障がないと判断した場合には、構成員の追加及び変更を可能とすることがある。」とありますが、協力企業も同様との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	募集要項	応募に係る提案 書類の取扱い (著作権)	13	3	(2)	4)	①			「本事業において公表等が必要と認めるとき」に該当するか否かは、公表前に事業者に対する協議があるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	募集要項	事業者募集の スケジュール	14	4						優先交渉権者の決定が令和3年1月頃となっていますが、令和2年12月に決定としていただけないでしょうか。理由としては、本契約が令和3年3月となっており、SPC設立や契約協議に時間を要するためです。	現時点で募集及び選定のスケジュールを変更する予定はありません。
53	募集要項	個別対話の実 施	16	5	(2)	4)				個別対話結果の通知はいつでしょうか。参加資格申請締切を鑑みると、遅くとも10月2日には回答頂きたいです。	個別対話の内容については、令和2年10月上旬に公表する予定です。
54	募集要項	提案価格の算 定方法	17	5	(3)	1)				割賦金利は、「基準金利に応募者の提案するスプレッドを加えたもの」とありますが、割賦金利は全期間固定金利であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	募集要項	提案価格の上 限価格	18	5	(3)	2)				「現在価値換算前の実額ベースで」という但し書きがありますが、提案書類等への記載にあたり何らかの注意点があるでしょうか。	具体的な想定はありません。
56	募集要項	提案審査(ヒア リング等の実 施)	19	6	(2)	2)				詳細についての別途連絡は「いつ」あるでしょうか。	提案書類の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングに関する詳細については、令和2年12月中に連絡する予定です。
57	募集要項	提案審査(ヒア リング等の実 施)	19	6	(2)	2)				プレゼンテーションが1月ごろとの予定ですが、事業者の選定や基本協定締結も1月頃となっています。スケジュールは間違いありませんでしょうか。	間違いありません。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
58	募集要項	事業者を選定しない場合	20	6	(4)						「応募者が無い」と別の理由で「事業者を選定しない」ことは無いと理解してよいでしょうか。	選定委員会において、本事業を実施することが適当でない判断された場合には、事業者を選定しない場合があります。
59	募集要項	本市の費用負担	21	7	(1)						本項には明記されていませんが、解体対象建物でアスベスト含有建材が有る場合において、対策工事や解体工事費用の増加分は全て貴市が負担する費用と理解してよろしいでしょうか。同様にPCB混入機器が発見された際の用地内存置にかかる費用は貴市が負担する費用と理解してよろしいでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。なお、PCB混入機器が発見された場合については、事業用地内に保管するための費用はPFI事業者の負担、その後の指定の保管場所への移動及び処分に要する費用は市の負担となります。
60	募集要項	整備場所に関する条件	21	7	(2)	1)					「敷地①及び③については、事業者の提案に基づき、土地売買契約又は事業用定期借地権設定契約により自主提案施設の建設を可とする。」とありますが、仮に自主提案施設を提案しない場合は、敷地①及び敷地③は「更地での引き渡し」でよいとの理解でよろしいでしょうか。	自主提案施設を提案しない場合、敷地①については、3つの車庫及び車庫兼運転手控室並びに別紙9に示すものを除き全て撤去処分し、整地及びその周辺と同等の仕上げを施した状態とし、敷地③については、別紙9に示すものを除き全て撤去処分し、整地及びその周辺と同等の仕上げを施した状態としてください。 なお、敷地①の既存アスファルト舗装は撤去せず、活用できることとします。
61	募集要項	整備場所に関する条件	21	7	(2)	1)					「敷地①及び③については、事業者の提案に基づき、土地売買契約又は事業用定期借地権設定契約により自主提案施設の建設を可とする。」とありますが、例えば敷地①の一部分のみに限って、土地売買契約又は事業用定期借地建設契約により自主提案施設を提案することは可能でしょうか。またその場合、残った敷地については、「更地での引き渡し」でよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、No.60を参照してください。
62	募集要項	工事方法	21	7	(2)	2)					②部分の解体及び新築中の行政センターの使用動線をご指示願います。	民間事業者の提案に委ねます。
63	募集要項	PFI事業者の事業契約上の地位	23	8	(5)						SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、金融機関から事業契約上にてSPCが有する地位及び権利義務に対して担保設定を依頼されることとなります。その場合、貴市からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.49を参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
64	募集要項	自主提案施設を提案する場合に締結する契約	23	8	(6)						自主提案施設を提案する場合に締結する契約書について、「各契約書は事業者選定後に、本市と自主提案施設事業者等が内容を協議の上、締結する」とありますが、契約書の案または基本的な項目を示して頂けないでしょうか。	No.10を参照してください。
65	募集要項	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	24	9	(2)						事業契約が中途解除された場合でも、自主提案施設に関する定期建物賃貸借契約、事業用定期借地権設定契約又は土地売買契約は解除されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	募集要項	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	24	9	(2)						自主提案施設に関する定期建物賃貸借契約、事業用定期借地権設定契約又は土地売買契約が中途解除された場合でも、事業契約は解除されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	募集要項	事業の継続が困難となった場合の措置	24	9	(2)	2)					「本市はPFI 事業者に対し違約金及び損害賠償を請求することができることを定める予定」とありますが、事業契約書(案)に記載以外の事項を定める予定はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	募集要項	自主提案施設に関する条件	26	別紙1							自主提案施設に関する契約書案(借地・賃貸借等)は、いつ公開されますでしょうか。	No.10を参照してください。
69	募集要項	自主提案施設に係る地代(予定)	26	別紙1	3						土地の売買価格について、「基準地価等を踏まえた適正な金額とする。」と記載がありますが、適正な金額としての貴市の想定金額もしくは基準地価をご教示ください。	提案時は、路線価や国土交通省地価公示等を参考にして、適正な金額でご提案ください。ただし、契約金額については、土地の使用開始日までに本市が実施する土地の鑑定評価の結果、当該評価額が提案価格を上回る場合には当該評価額とし、下回る場合には提案価格とします。
70	募集要項	自主提案施設に係る地代(予定)	26	別紙1	3						自主提案施設に係る地代または土地・建物の貸付料の発生は、自主提案施設の整備開始日からと理解してよろしいでしょうか。その場合、自主提案施設を別館1階に整備するときに、別館の解体または改修開始日を整備開始日とみなすのか、あくまで自主提案施設に係る工事の開始日を整備開始日とみなすのか、いずれでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。なお、自主提案施設を(仮称)大沢野行政サービスセンター別館1階に整備する場合は、その提案内容により別途協議することとします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
71	募集要項	その他の条件	27	別紙 1	4						自主提案施設について「行政サービスセンター供用開始後2年以内に施設が完成すること」とありますが、新規複合施設と開業時期が異なってもよいという理解でよろしいでしょうか。	自主提案施設は、(仮称)大沢野行政サービスセンターの供用開始と同時に供用開始することが望ましいと考えますが、工期等を考慮し、開業時期が異なる提案も認めています。
72	募集要項	その他の条件	27	別紙 1	4						「事業期間が終了したときは、自主提案施設事業者等は原則として自主提案施設を撤去し、原状回復すること。」と記載があります。一方、要求水準書P12では、「土地を市から購入して実施した場合を除き」という文言が追記されています。要求水準書に記載の通り、購入の場合は撤去しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	募集要項	その他の条件	27	別紙 1	4						「本市に無償譲渡することを認める場合」とは、具体的にどのような場合でしょうか。	現時点で具体的な想定はしていません。
74	募集要項	その他の条件	27	別紙 1	4						事業期間終了後に原状回復が求められていますが、土地売買・定期建物賃貸借方式を提案した場合も同様でしょうか。	No.72を参照してください。なお、定期建物賃貸借方式による提案の場合は、原則として原状回復が必要です。
75	募集要項	リスク分担表	29	別紙 2							リスク分担表中、「本事業に直接関係する法令の新設・変更等」については、要求水準書の6、7頁に挙げられた法令が本事業に直接関係する法令に該当するという理解でよいでしょうか。ほかにもあればご教示願います。	要求水準書のP6、P7に記載した法令は、あくまで現時点で想定できる特に留意すべき関係法令を示したものであり、「本事業に直接関係する法令」の対象については、現時点で明確に示すことはできません。
76	募集要項	リスク分担表	29	別紙 2							「所有権移転時を目処に、基準金利の見直し」とありますが、具体的にいつでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、令和5年2月末を想定しています。
77	募集要項	リスク分担表	28	別紙 2							現在流行している新型コロナウイルス(COVID19)は発生済につき法的には不可抗力に当たらないと理解しておりますが、契約上、不可抗力に含めて解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、新型コロナウイルス(COVID19)は既に発生しているため、原則として不可抗力には当たらないと解しますが、リスクをより適正に分担する観点から、発生する事象等により、本市とPFI事業者が共同又は分担して負担する場合があります。
78	募集要項	リスク分担表	29	別紙 2							地下埋設物について、「予め想定し得ない」地下埋設物とは、具体的にどのようなものでしょうか。	予め想定し得ないため、現時点で具体例はお示しできません。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
79	募集要項	リスク分担表	29	別紙 2						維持管理段階において「施設に瑕疵があった際の修繕、損害賠償」について事業者負担となっていますが、改修前の大沢野生涯学習センターに瑕疵があったことに起因する修繕、損害賠償については市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	「改修前」の大沢野生涯学習センターに瑕疵があったことに起因する修繕、損害賠償については市が負担します。
80	募集要項	本事業における機能の新旧対照表	32	別紙 4						「富山市南商工会館は、公共施設でないため、本表から削除した。」と記載があり、新機能として記載がありませんが、本事業において、富山市南商工会が利用するための空間は必要ないのででしょうか。 また、商工会館の機能が新規複合施設に不要な場合、商工会の方々の次期拠点等、今後についてご存じの範囲内でご教示ください。	要求水準として、新たに整備する複合施設の中に、富山市南商工会が利用するための空間を確保することは定めておりません。なお、次期拠点等については、現在、同会と市において協議を行っているものであり、詳細についてはお答えいたしかねます。
81	募集要項	本事業における機能の新旧対照表	32	別紙 4						富山市南商工会館の窓口及び連絡先をご指示ください。	本事業にかかる担当窓口は市企画管理部行政経営課です。
82	募集要項	個別対話の実施要項	35	別紙 6	5					「募集要項「3(1)応募者の備えるべき参加資格要件」に記載する項目に該当しない法人又は法人のグループを対象とする。」とありますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。	「3(1)応募者の備えるべき参加資格要件」ではなく「3(1)3)④応募者の制限」が正です。募集要項を修正します。
83	募集要項	個別対話の実施要項	35	別紙 6	5					”該当しない法人”は”該当する法人”の表記違いではないでしょうか。	No.82を参照してください。
84	要求水準書	事業範囲と区分	4	1	4	2	(1)			1.4.2.(1)による敷地区分により、電力や通信等の引込みは①②③の各敷地毎に引込むことで計画してよろしいでしょうか。(既存図によると、既設は①②で1引込みになっています。)	法令上問題がないこと、工事期間中の行政サービスセンターの運営に支障がないこと、安全性、また、費用負担の増加を伴わないことに留意し、ご提案ください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
85	要求水準書	事業期間	5	1	4	3				大沢野行政サービスセンター別館について、この改修工事は大沢野行政サービスセンター共用開始後から実施とありますが現在、熱源として文化会館にある油タンクより、将来使わないA重油を利用して空調しています。サービスセンターが本営業開始するまでの期間は別館は空調がなくなりますが空調は不要ということなのでしょうか？それとも油タンクはそのままA重油を仮設配管工事を行いA重油で利用するということでしょうか？	(仮称)大沢野行政サービスセンターが供用開始されるまでの間も、大沢野生涯学習センター(大沢野公民館、大沢野図書館を含む)の空調を含む機能はすべて維持されることを前提とし、その実現方法は民間事業者の提案に委ねます。
86	要求水準書	事業期間	5	1	4	3				解体対象建物でアスベスト含有建材やPCB混入機器が有り、その対策工事や解体工事に追加の工期が必要となる場合において、事業者と市の協議に基づき供用開始時期の遅れをお認め頂くことはできませんでしょうか。	原則、供用開始の延期は想定しません。
87	要求水準書	事業期間	5	1	4	3				維持管理開始と共用開始は1ヵ月ほど期間がありますが、開業準備等で特別に必要な作業、費用はありませんでしょうか。	PFI事業者が本事業の業務において開業準備等として特別に必要な作業、費用は想定していません。
88	要求水準書	施設構成	11	2	2	1				施設構成の面積の起債で「程度」とありますが、±何%が許容範囲となるのでしょうか。	要求水準書に記載の各諸室の用途や機能を満たすことを前提とし、各諸室面積の「程度」にかかる許容範囲(上下限)は定めません。
89	要求水準書	施設構成	11	2	2	1	(1)			各室の必要面積について、〇〇m2程度とありますが、プラスマイナスの許容範囲をご教示ください。	No.88を参照してください。
90	要求水準書	施設構成	12	2	2	1	(2)			機械室(既存施設利用)とありますが、ガスまたは電気式空調機(屋外機相当)もここに置くことを前提としているのでしょうか？屋上に屋外機設置も可能と考えてよいのでしょうか？	積載荷重等を考慮した上で、屋上に屋外機を設置することも可能です。
91	要求水準書	施設構成	12	2	2	1	(3)			「自主提案施設の規模及び内容は、関係法令に基づいて自主提案施設事業者等が自由に提案できる」との記載がありますが、上限はないとの理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	要求水準書	施設構成	12	2	2	1	(3)	b		新規複合施設の維持管理とは経理を区分すること……本PFI事業の維持管理費用の中には含まないとの認識で良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
93	要求水準書	配置計画	13	2	2	2	a			「(仮称)大沢野行政サービスセンターは事業範囲のうち、敷地②に新設することとし、駐車場や駐輪場、アプローチ、緑地等は敷地全体の動線、景観等との調和が図られるよう適切に配置すること。」とありますが、「駐車場や駐輪場、アプローチ、緑地等」は事業範囲全体(敷地①②③)で計画すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	要求水準書	安全・防災・防犯計画	13	2	2	4	a			「自力で避難することや臨機に対応を取ることが困難な利用者(要援護者)には十分に配慮すること」とはどのようなことを想定されておりますでしょうか。ご教示ください。	避難を支援する人の動線などへの配慮などを想定しています。
95	要求水準書	安全・防災・防犯計画	13	2	2	4	b			「(仮称)大沢野行政サービスセンター別館は、災害時に富山市本庁舎の業務に支障が発生した場合のバックアップ拠点として活用する想定であることから、業務継続や備蓄の観点から必要な措置を講じること。」とありますが、どこまでバックアップが必要となりますでしょうか。具体的な内容(災害対策人員、時間、バックアップ業務内容等)をご教示ください。	本庁舎のバックアップ拠点として、災害時の指令発出や情報集約等を担う災害対策本部を設置するための機能を想定し、必要諸室や非常用発電機の設置等必要となる最低限の水準は既に記載していますので、それらを上回る水準の提案やその他必要と考えられる機能についての提案など、民間事業者の柔軟かつ独創的な提案を期待します。
96	要求水準書	安全・防災・防犯計画	13	2	2	4	b			「備蓄の観点から必要な措置を講じること。」とありますが、保管する備蓄は市が用意するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	要求水準書	環境配慮計画	14	2	2	6	f			「熱源及び燃料については、電気または良質な気体燃料を使用するなど、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の発生量がすくなくなるよう努めること。」と記載されていますが、P.32(5)自家用発電設備で記載されている72時間の電源バックアップ用の自家用発電機は、当項目の対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	要求水準書	環境配慮計画	14	2	2	6	g			「騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、より低騒音又は低振動のものを採用し遮音性の高い建物内に設置する」との記載がありますが、防音対策や振動対策を講じれば屋外設置としてもよろしいでしょうか。	空調室外機など騒音または振動が周辺に大きな影響を与えないことが明らかな機器に限り、防音対策や振動対策を講じた上で屋外設置を認めます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
99	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	16	2	3	3	(1)	a	(a)	「開庁時間帯以外には職員以外の者が行き来できないよう、適切なセキュリティ対策を施すこと。」とありますが、施錠管理や消灯管理等の対策との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	16	2	3	3	(1)	b		サービスカウンターは全ての課として10ブース程度で宜しいでしょうか。また、5ブースの車いす対応のローカウンターは別に必要と言う考えで宜しいでしょうか。	サービスカウンター(ローカウンター)は、全ての課として計10ブース程度とし、うち5ブースは車椅子にも対応できるものとしてください。
101	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	17	2	3	3	(1)	b		執務室について、「災害時や停電時も機能維持できるよう、G回路を設けること。」とありますが、機能維持が必要な範囲若しくは有事の際に必要なG回路電源容量をご教示ください。	災害時や停電時にも平常時と同等の機能が全て維持されることを基本とし、G回路電源容量等をご提案ください。
102	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	17	2	3	3	(1)	b		耐火性の金庫室(8㎡)とありますが、耐火性能は2時間で宜しいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
103	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	18	2	3	3	(1)	c		診察室について、「健診業務に使用するため、室外に音が漏れないよう配慮すること。」との記載がありますが、扉としてスライドドアを許容する程度の防音対策を講じればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	19	2	3	3	(1)	e		宿直室を利用される方は、市職員または、有人警備員など、でしょうか。宿直員2名が常駐すると記載ありますが、利用の想定は365日24時間でしょうか。	宿直室は、宿直員(警備業務を兼務する市職員)が365日(開庁時間帯)利用します。
105	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	19	2	3	3	(1)	e		宿直室には、入浴設備は必須でしょうか？	民間事業者の提案に委ねます。
106	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	19	2	3	3	(1)	e		サーバー室に設置される機器の電源諸元(機器名、電気方式、電圧、電気容量または消費電力)をご教示ください。	現時点で決定していないので、設計段階で協議とします。一般的な事務所としてご提案ください。
107	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	19	2	3	3	(1)	e		サーバー室について、「災害時や停電時も機能維持できるよう、G回路を設けること。」とありますが、機能維持が必要な範囲若しくは有事の際に必要なG回路電源容量をご教示ください。	災害時や停電時にも平常時と同等の機能が全て維持されることを基本とし、G回路電源容量等をご提案ください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
108	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	19	2	3	3	(1)	e		(仮称)大沢野行政サービスセンターの職員用更衣室について、シャワーブースは設置しないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	20	2	3	3	(2)	a		交流センターの利用者が利用後に片づけ及び清掃をするのでしょうか？その際の掃除道具は備品として準備するのでしょうか？	PFI事業者が実施する清掃業務に加え、諸室により、必要に応じて、利用者が利用後に清掃する場合があります。 「別紙5 什器備品一覧」に記載するもののほか、必要と考えられる清掃備品等の調達については、民間事業者の提案に委ねます。
110	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	20	2	3	3	(2)	b		多目的ホールについて、「災害時や停電時も機能維持できるよう、G回路を設けること。」とありますが、機能維持が必要な範囲若しくは有事の際に必要なG回路電源容量をご教示ください。	災害時や停電時にも平常時と同等の機能が全て維持されることを基本とし、G回路電源容量等をご提案ください。
111	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	20	2	3	3	(2)	b		(仮称)大沢野行政サービスセンターに設ける多目的ホールには、バレーボールコートとバドミントンコートを設けるように記載がありますが、バレーボール競技はFIVB、JVA主催の大会は開催されない程度のもと考えてよろしいでしょうか。 同様に、バドミントンコートに関しても公式試合は行われないものと考えてよろしいでしょうか。	各競技団体が主催する国際大会や全国大会等の開催を想定するものではなく、あくまでレクリエーションスポーツとしての利用を想定しますが、具体的な仕様等については民間事業者の提案に委ねます。
112	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	20	2	3	3	(2)	b		(仮称)大沢野行政サービスセンターに設ける多目的ホール近傍に設ける更衣室の想定利用人数または必要面積等をご教示ください。	多目的ホールの用途を踏まえた民間事業者の提案に委ねます。
113	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	20	2	3	3	(2)	b		(仮称)大沢野行政サービスセンターの多目的ホール用更衣室について、シャワーブースは設置しないという認識でよろしいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
114	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	21	2	3	3	(2)	c		大会議室の移動間仕切りは建築に附帯する鋼製移動パーティションのことでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
115	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	21	2	3	3	(2)	c		調理実習室について、「災害時や停電時も機能維持できるよう、G回路を設けること。」とありますが、機能維持が必要な範囲若しくは有事の際に必要なG回路電源容量をご教示ください。	災害時や停電時にも平常時と同等の機能が全て維持されることを基本とし、G回路電源容量等をご提案ください。
116	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	22	2	3	3	(2)	f		交流スペースについて、「学習スペースを確保」とありますが、別紙5什器備品一覧・別紙6器具備品一覧に交流スペースの什器備品が見当たりません。例えば学習スペースのイスやテーブル等は事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	24	2	3	3	(4)			エントランス・ホワイエについて、「自動販売機を設置できるスペースを設けること。」とありますが、自動販売機の種類は、給排水の不要な機種で想定してよろしいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
118	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	24	2	3	3	(4)			SPCの維持管理業務担当者が利用する事務室、更衣室等を設置してもよろしいでしょうか。その場合の面積、位置等の要件をお示しただけませんか。	(仮称)大沢野行政サービスセンター別館において、行政財産の目的外使用許可を前提として、当該職員が利用する事務室等の設置を認める場合があります。なお、面積や位置等については別途協議とします。
119	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター)	25	2	3	3	(4)			授乳室にお湯がでるミルク用のサーバーは必要でしょうか？	民間事業者の提案に委ねます。
120	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	26	2	3	4	(1)	(c)		改修は最小限の工事とありますが、自主提案施設の為や全体計画のコンセプトの関係で、外観を変更する(主として外壁材や一部の開口部)ことは認められるでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
121	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	26	2	3	4	(1)			ここに記載されている内容及び別紙4から判断すると自主提案施設は1階に限り、それ以上(2階や4階も使用する案)は認めないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
122	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	26	2	3	4	(1)			自主提案施設を1階の一部として、1階のその他の部分に行政部門の一部を計画してもよろしいでしょうか。	セキュリティや管理面に配慮するとともに、行政部門が1階及び2階の2フロアに配置できる場合に限り、(仮称)大沢野行政サービスセンター別館1階の一部のみに自主提案施設を整備し、1階のその他の部分に行政部門の一部を計画する提案も認めることとします。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	項目							
123	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	26	2	3	4	(1)	a	(a)	(仮称)大沢野行政サービスセンター別館は、「1階を自主提案施設とする場合は2・3階を行政部門として改修し、1階に自主提案施設を設けない場合は1・2階を行政部門として改修すること」とありますが、1階に自主提案施設を設けない場合は、3階部分も利用せず改修もしないものとして考えてよろしいでしょうか。その場合、空調設備および他の設備についても、要求水準は必ずしも満たす必要はないと考えてよろしいでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。後段については、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、防災設備についてはお見込みのとおりですが、昇降機設備については、要求水準を満たす必要があります。
124	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	27	2	3	4	(1)	b		執務室について、「災害時や停電時も機能維持できるよう、G回路を設けること。」とありますが、機能維持が必要な範囲若しくは有事の際に必要なG回路電源容量をご教示ください。	災害時や停電時にも平常時と同等の機能が全て維持されることを基本とし、G回路電源容量等をご提案ください。
125	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	27	2	3	4	(1)	c		大会議室について、「災害時や停電時も機能維持できるよう、G回路を設けること。」とありますが、機能維持が必要な範囲若しくは有事の際に必要なG回路電源容量をご教示ください。	災害時や停電時にも平常時と同等の機能が全て維持されることを基本とし、G回路電源容量等をご提案ください。
126	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	27	2	3	4	(1)	c		大会議室の移動間仕切りは建築に附帯する鋼製移動パーティションのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	28	2	3	4	(1)	e		防災機器室及び上下水道監視室について、「災害時や停電時も機能維持できるよう、G回路を設けること。」とありますが、機能維持が必要な範囲若しくは有事の際に必要なG回路電源容量をご教示ください。	災害時や停電時にも平常時と同等の機能が全て維持されることを基本とし、G回路電源容量等をご提案ください。
128	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	28	2	3	4	(1)	e		(仮称)大沢野行政サービスセンター別館の職員用更衣室について、シャワーブースは設置しないという認識でよろしいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
129	要求水準書	諸室計画((仮称)大沢野行政サービスセンター別館)	29	2	3	4	(1)	e		(仮称)大沢野行政サービスセンター別館に設置予定給湯室は、2.2.1施設構成では1か所 10㎡となっていますが、2.3.4諸室計画では、行政部門の2フロアにそれぞれ適宜設けることとなっています。1か所あたり5㎡の給湯室を計2か所の設置と考えてよろしいでしょうか。	(仮称)大沢野行政サービスセンター別館の給湯室(10㎡程度)は、行政部門2フロアに各1か所(計2か所)を設置してください。なお、2.2.1施設構成では、うち1か所について既存の給湯室を活用した場合を想定していますが、既存施設の活用は民間事業者の提案に委ねます。
130	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	29	2	3	5	(1)			一般利用者用駐車場及び公用車用駐車場以外に、職員用駐車場の台数については、それぞれの勤務職員数から、(仮称)大沢野行政サービスセンター50台、別館77台の計127台以上を確保するという認識でよろしいでしょうか。	職員用駐車場を本事業により設ける必要はありません。
131	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	29	2	3	5	(1)	a		敷地③に60台以上確保とありますが、敷地③の駐車場以外の利用方法の為に60台以下として、その他の敷地で不足分を補う計画は認められるでしょうか。	その他の敷地とあわせて60台以上とする提案は認めません。敷地③において一般利用者用の駐車場を60台以上確保してください。
132	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	29	2	3	5	(1)	a		「一般利用者用の駐車場は事業者範囲中、敷地③に60台以上確保すること。」とありますが、ここで求められている駐車場(公用車用駐車場も同様)については要求水準であり、サービス購入費の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	29	2	3	5	(1)	a		敷地③に確保する駐車場について、再舗装、白線の引き直しの必要はございますでしょうか。	敷地③に確保する一般利用者用の駐車場(60台以上)は、再舗装の上、白線の引き直しが必要です。
134	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	29	2	3	5	(1)	b		敷地①の車庫兼運転手控室の南側に「(株)ケーブルテレビ富山 大沢野局」の施設がありますが、この施設はそのまま残置との理解でよろしいでしょうか。	No.6を参照してください。
135	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	29	2	3	5	(1)	b		既存の車庫4棟の図面もしくは、それぞれの車庫に収めている現状の台数及び車種をご教示下さい。	既存車庫への入庫状況については、別紙8「公用車リスト」へ追記します。なお、タイヤ等その他車庫内へ保管している物品については、現地見学により確認してください。
136	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	29	2	3	5	(1)	c		検診用バス車両の駐車場を確保するために、検診バスのサイズをご教示ください。	大型バス(全長11m×車幅2.5m)を想定してください。
137	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	29	2	3	5	(1)	c		検診用バス車両の駐車場は、エントランスにアクセスしやすい場所であれば、敷地を問わず設置可能との理解でよろしいでしょうか。	検診用バス車両の駐車スペースの位置は、敷地②を基本として提案してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
138	要求水準書	外構計画(駐輪場)	29	2	3	5	(2)				「駐輪場の必要台数は、(仮称)大沢野行政サービスセンターの床面積250㎡毎に1台以上」とありますが、例えば床面積を3,260㎡とした場合、最低13台設置すれば足りると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	要求水準書	外構計画(敷地内外灯)	29	2	3	5	(4)	d			「非常電源付き(12時間分)とすること。」とありますが、全ての外灯に必要となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
140	要求水準書	外構計画(用地内の工作物・樹木等の撤去、伐採)	30	2	3	5	(5)	b			既設の上下水道について、使用しない給水引き込み管や排水引き込み(公設柵)があった場合は、残置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
141	要求水準書	外構計画(その他の計画)	30	2	3	5	(6)	b			「除雪車等による除排雪を行いやすい計画とすること」とありますが、除排雪作業は維持管理業務に含まれず、市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
142	要求水準書	電気設備	31	2	5	2					敷地周辺の電力・通信・CATV等、現状のインフラ情報についてご教示ください。	敷地周辺のインフラ情報は各インフラ管理者へお問い合わせください。 なお、給水及び排水設備については、市上下水道局給排水サービス課及び各上下水道サービスセンター窓口で閲覧可能です。
143	要求水準書	電気設備(共通事項)	31	2	5	2	(1)	c			エコマテリアル電線を積極的に採用するとありますが、部分改修して使用する既設の大沢野生涯学習センターは一般ケーブルが使用されています。改修工事部分も一般ケーブルで施工してよろしいでしょうか。	改修工事で交換する部分で既存配線に差し支えない範囲でエコマテリアル電線を積極的に採用下さい。
144	要求水準書	電気設備(自家用発電設備)	32	2	5	2	(5)	c			自家用発電機は騒音等に配慮すれば屋外設置としてもよろしいでしょうか。	自家用発電設備の主要機器は、屋内設置としてください。
145	要求水準書	電気設備(自家用発電設備)	32	2	5	2	(5)				2.5.2.(5)自家用発電設備では、「非常用電源の供給先は、「別紙4 諸室性能リスト」を基本とする」とあり、さらに「72時間程度の燃料備蓄を想定すること」とあります。別紙4に記載のG回路が必要な諸室のコンセント設備に非常用電源を供給するもののみと考え、その他の照明設備・空調設備には電源供給しないものとして考えてよろしいでしょうか。	非常用電源の供給先は、「別紙4 諸室性能リスト」を基本とし、照明設備や空調設備等、災害時や停電時に機能維持するために必要と考えられるその他の供給先については民間事業者の提案に委ねます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
146	要求水準書	電気設備(中央監視設備)	32	2	5	2	(6)	d		「光熱水の使用量などを計測、蓄積するシステムを構築」とありますが、(仮称)大沢野行政サービスセンター及び同別館での各々の建物全体としての光熱水の使用量が把握できればよろしいでしょうか。	光熱水の使用量などを計測、蓄積するシステムの構築やエネルギーマネジメントは不要とし、要求水準書を修正します。 ただし、(仮称)大沢野行政サービスセンター及び(仮称)大沢野行政サービスセンター別館はそれぞれ光熱水の使用量を計測できるようにメーターを設置してください。
147	要求水準書	電気設備(情報通信設備)	33	2	5	2	(7)	a		「アクセスポイントを設置するための配管配線を設置すること。」とありますが、アクセスポイントおよび接続調整は市による工事との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	要求水準書	電気設備(情報通信設備)	33	2	5	2	(7)	b		「予備的に有線LANを利用することができる」とありますが、執務室に設置するパソコン等の機器は原則無線LANを利用するとの理解でよろしいでしょうか。パソコン等機器で有線LANが必要であれば、数量を別紙4または別紙5等でご提示をお願いいたします。	執務室に設置するパソコン等の機器は、原則、無線LANを利用する想定ですが、必要に応じて、一部システムにおいて有線LANを利用する場合があります。なお、有線LANを利用する機器は現時点で未定です。
149	要求水準書	電気設備(機械警備設備)	33	2	5	2	(10)			「機械警備設備」について、維持管理業者が受託した場合、資格を有する業者を下請けとすることで必要要件を満たすとの考えで宜しいでしょうか。	必要となる資格は維持管理企業が有することとしてください。資格を有する業者を下請けとすることでは必要要件を満たしません。
150	要求水準書	電気設備(機械警備設備)	33	2	5	2	(10)			機械警備業務とは関係なく施設警備の設備としてカメラ、トイレ呼出装置等を設置するとの認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	要求水準書	電気設備(機械警備設備)	33	2	5	2	(10)	b		「防犯カメラは、録画装置を有するもの」とありますが、録画保存期間・解像度・フレームレートの仕様は問わないとの理解でよろしいでしょうか。仕様があればご提示をお願いいたします。 例：保存期間30日以上、標準画質、3コマ/秒。	録画保存期間は14日以上とします。その他の仕様は、新規複合施設内の防犯管理が適切に行えることを前提とし、民間事業者の提案に委ねます。
152	要求水準書	電気設備(入退管理設備)	34	2	5	2	(11)	b		入退室管理設備において本庁舎の既存システムとの連携をとるため、既存システムのメーカー名を教えてください。	別紙22「富山市役所入退館管理システム」とおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
153	要求水準書	電気設備(入退 管理設備)	34	2	5	2	(11)	b		「本庁舎の既存システムとの連携が可能であること。」とありますが、事業者によるシステム構築は新規複合施設内のみとし、本庁舎の主装置等設定作業は市による工事との理解でよろしいでしょうか。	本庁舎の既存システムとの連携は不要とし、要求水準書を修正します。
154	要求水準書	電気設備(その 他設備)	34	2	5	2	(12)	a		電話設備において、「本庁舎等との内線接続作業を実施すること。」とありますが、事業者による作業は新規複合施設内のみとし、本庁舎等の交換機等設定作業は市による工事との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	要求水準書	電気設備(その 他設備)	34	2	5	2	(12)	b		「時計設備を設置すること」と記載がありますが、事業者が調達する時計は別紙5什器備品一覧に記載の時計のみであり、それ以外は市が調達するとの理解でよろしいでしょうか。	別紙5「什器備品一覧」に記載するもののほか、民間事業者の提案により、必要と考えられる箇所へ調達・設置してください。
156	要求水準書	電気設備(その 他設備)	34	2	5	2	(12)	b		維持管理、更新しやすい時計設備を設置すること。とありますので、親子式電気時計又は電波時計等事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
157	要求水準書	空調設備	34	2	5	3				・(仮称)大沢野行政サービスセンター別館の4階は、2.5.3.空調設備では「4階は使用しないため、必ずしも要件を満たす必要はないものとする。」とあります。建築計画としても別館4階は使用しないものとして現状のまま残し、改修しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
158	要求水準書	給排水衛生設備(衛生器具設備)	35	2	5	4	(2)	b		衛生器具設備において、「自動水栓・自動洗浄機器には、停電時に対応可能な手動バルブ等を設けること。」と記載がありますが、型番等をご教示ください。	民間事業者の提案に委ねます。
159	要求水準書	給排水衛生設備(排水設備)	35	2	5	4	(5)	a		「停電時や災害時を含め、常に衛生的環境を維持できるものとする。」との記載がありますが、災害時に下水道インフラの機能停止を想定する必要はありますでしょうか。ご教示ください。	市で仮設トイレの設置や水道の利用制限を行います。災害時の下水道インフラ機能停止の想定は不要です。
160	要求水準書	防災設備	36	2	5	5	a			「関係法令及び所轄消防機関の指導に従い、各種防災設備を設置すること。」との記載がありますが、所轄消防機関との打合わせを実施してもよろしいでしょうか。	必要に応じて適切に実施してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
161	要求水準書	業務区分	37	3	1	2	c			業務区分の中にある事業評価業務とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。	3.2.3.事業評価業務に記載のとおりです。
162	要求水準書	実施体制	37	3	1	3				統括管理責任者と統括管理業務担当者の兼任は認められるでしょうか。	兼務は認められませんので、別々の方を選任ください。
163	要求水準書	統括管理責任者の設置	37	3	1	3	(1)	b		統括管理責任者は、統括管理業務を確実に円滑に実施するため、設計・建設期間、解体軌間、改修期間において、1名配置すること。」とありますが、常駐配置は不要との理解でよろしいでしょうか。	市への各種報告・調整を適切に行うことが可能であることを前提として、必ずしも常駐配置する必要はありません。
164	要求水準書	統括管理業務担当者の設置	38	3	1	3	(2)			統括管理業務担当者の設置については、設計・建設期間、解体期間、改修期間および維持管理期間における配置数など提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	要求水準書	統括管理業務担当者の設置	38	3	1	3	(2)			統括管理業務担当者の設置が求められておりますが、別表10本事業の業務実施体制図には統括管理業務担当者の表記が見当たりません。別表10の表記漏れとの理解でよろしいでしょうか。	「別紙10 本事業の業務実施体制図」は統括管理責任者及び個別業務の業務責任者の関係・配置について図示したものであり、統括管理業務を含む各個別業務の担当者については記載していません。
166	要求水準書	統括管理業務担当者の設置	38	3	1	3	(2)	a		統括管理業務担当者はその内容に応じ必要な知識及び技能を有することと有りますが建設・設備・維持管理業務に関する全ての知識が必要ということでしょうか。	「3.統括管理業務に関する要求水準」において、その役割を円滑、確実に実施できる知識、技能を必要としますが、個々の知識の内容に指定はありません。
167	要求水準書	統括管理業務担当者の設置	38	3	1	3	(2)	b		「法令により資格が定められている場合～」の資格とは具体的にどのようなものでしょうか。	提案される業務に資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置してください。
168	要求水準書	基本管理計画書	38	3	1	4	(1)	b		「統括管理業務を実施するに当たり必要な事項」とは具体的にお示し頂けますでしょうか。	統括管理業務を実施するに当たり必要な事項に関して、具体的な想定はありません。「3.統括管理業務に関する要求水準」において、その役割を円滑、確実に実施するために必要な事項です。
169	要求水準書	四半期管理報告書	38	3	1	5	(2)	a		四半期管理報告書の開始時期はいつからになりますでしょうか。	令和5年3月のみ1か月分の報告とし、令和5年4月以降、四半期単位で提出してください。
170	要求水準書	電波等障害状況	42	4	2	1	(1)			電波障害について「調査」は本工事に含まれておりますが、「補償工事」は別途との理解でよろしいでしょうか。	電波障害の補償工事についても事業範囲に含まれます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
171	要求水準書	事前調査業務	47	5	2	1	(1)	d		解体対象建物のうち、別館以外の建物の配管・ダクト等にもアスベストが含まれている可能性があるとするれば、アスベスト調査検査対象としてその分の設備図も必要になると思われますのでそのデータも公開をお願いできますでしょうか？	別紙11「解体建物図面」に資料を追加します。
172	要求水準書	解体設計業務	48	5	2	1	(2)			貸与図面の内容で、文化会館と行政センター及び高内導水場が前回配布と同じにつき、数量積算と設計書作成と解体設計図作成ができません。成果品と一式表示と”あるもの図面”になりますが宜しいですか。	貸与資料及び現地調査等により、要求水準として定めるすべての成果品を作成の上、提出してください。
173	要求水準書	基本的な考え方	53	6	2	1	(1)	d		「近隣対応」に関する記載がございますが、近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、市にも協力頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
174	要求水準書	改修業務に関する要求水準	59	7						(仮称)大沢野行政サービスセンター別館の既存外壁タイルに剥落や浮き上がりが見られます。全数検査のうえ補修工事等の対応が必要と思われますが、事業者により補修範囲(全数貼替、一部貼替など)の考え方が異なり、事業費に大きくばらつきが生じる可能性があるため、これらは本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	外壁については、要求水準では、改修する想定になっておりませんが、必要に応じて、民間事業者の提案により実施することを妨げるものではありません。
175	要求水準書	改修工事着手前業務	60	7	2	1	(1)	a		事前調査業務が(a)～(f)まで記載されていますが、これらを設計業務とするのでしょうか。それとも応募者が応募グループ内でそれぞれの業務を割り振って担当させて良いのでしょうか。	事前調査等業務として記載した(a)～(f)はあくまで事前調査等業務であり、設計業務はP61(2)改修設計業務に記載のとおりです。
176	要求水準書	工事監理業務責任者の設置	67	8	1	1	(2)			工事監理業務責任者には常駐監理までを求めているのではないと理解してよいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
177	要求水準書	什器・備品等調達・設置業務	69	9	1	(1)	a	(b)		棚・机の中身、及び図書等、内容物の箱詰め作業については事業外と考えて宜しいでしょうか。	棚や机の中身、書類にかかる梱包・開梱作業については市職員が行うため本事業の業務範囲外ですが、図書の梱包・開梱については本事業の業務範囲に含まれます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
178	要求水準書	既存什器備品等引越業務	69	9	2	(2)	a				移設する書類の量はお示し頂けますでしょうか。	移設する書類の量については、現地確認等から可能な限り想定して見積りをしてください。
179	要求水準書	既存什器備品等引越業務	69	9	2	(2)	a				書類の移設について、梱包資材の用意と移設作業はPFI事業者にて行い、梱包と開梱は市職員の作業という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	要求水準書	既存什器備品等引越業務	69	9	2	(2)	a				図書の移設について、梱包資材の用意と移設作業はPFI事業者にて行い、梱包と開梱は市職員の作業という理解でよろしいでしょうか。	図書については、梱包資材の用意から梱包、搬出、搬入、開梱、配架等すべての業務が本事業の業務範囲です。なお、配架については、別紙20「図書館レイアウト等方針」を参照してください。
181	要求水準書	既存什器備品等引越業務	69	9	2	(2)	b				建設工事期間中の什器・備品等の保管場所への仮移設はPFI事業者にて行うという理解でよろしいでしょうか。	建設工事期間中の什器・備品等の保管場所への仮移設は想定していません。
182	要求水準書	既存什器備品等引越業務	69	9	2	(2)	b				別紙5什器備品一覧の「引越」対象以外で廃棄する必要のある備品の廃棄費用は市負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
183	要求水準書	既存什器備品等引越業務	69	9	2	(2)					PFI事業者が新規複合施設等に移設、設置する備品等のリストは別紙5記載分が全てと考えてよいでしょうか。	PFI事業者が新規複合施設等に移設、設置する既存什器備品等には、別紙5「什器備品一覧」に記載したもののほか、書類や図書も含まれます。
184	要求水準書	既存什器備品等引越業務	69	9	2	(2)					「既存什器備品等引越業務」について、建設工事業者が受託した場合、資格を有する業者を下請けとすることで必要要件を満たすとの考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	要求水準書	既存什器備品等引越業務	69	9	2	(2)					既存什器備品等の中身は空の状態で移動できると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
186	要求水準書	維持管理業務に関する費用の負担	71	10	1	5					一般公衆回線及びインターネット回線の費用については、維持管理費用に含まれないとの認識良いでしょうか？	一般公衆回線及びインターネット回線の費用のうち、工事や初期設定にかかる費用は本事業の業務範囲に含まれますが、月額使用料等維持管理にかかる費用は市で別途負担します。
187	要求水準書	維持管理業務責任者の設置	71	10	1	6	(1)				維持管理業務責任者は本事業施設への常駐配置は不要との理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務責任者は、必ずしも本事業施設へ常駐配置する必要はありません。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
188	要求水準書	長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書	72	10	1	7	(2)	a		新規複合施設の竣工年から45年間の長期修繕計画及び竣工年から事業期間終了までの修繕計画を本市に提出し、本市の確認を受けること。」と記載がありますが、45年間の長期修繕計画は新規複合施設の計画のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。((仮称)大沢野行政サービスセンター及び(仮称)大沢野行政サービスセンター別館を総称して「新規複合施設」と定義しています。)
189	要求水準書	長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書	72	10	1	7	(2)	a		長期修繕計画及び竣工年から事業期間終了までの修繕計画は「新規複合施設」のみの修繕計画という認識で良いでしょうか。	No.188を参照してください。
190	要求水準書	長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書	72	10	1	7	(2)	a		新規複合施設の竣工年から45年間の長期修繕計画及び竣工年から事業期間終了までの修繕計画を本市に提出し、本市の確認を受けること。」と記載がありますが、(仮称)大沢野行政サービスセンター別館については45年間の長期修繕計画は不要と考えてよろしいでしょうか。	(仮称)大沢野行政サービスセンター別館についても必要です。((仮称)大沢野行政サービスセンター及び(仮称)大沢野行政サービスセンター別館を総称して「新規複合施設」と定義しています。)
191	要求水準書	劣化診断報告書及び事業終了時長期修繕計画書	73	10	1	8	(5)			劣化診断報告書は「新規複合施設」のみの認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。(仮称)大沢野行政サービスセンター別館についても必要です。((仮称)大沢野行政サービスセンター及び(仮称)大沢野行政サービスセンター別館を総称して「新規複合施設」と定義しています。)
192	要求水準書	修繕業務(業務の範囲)	77	10	2	3	(2)			50万円以下の修繕実績は公表されていますが、50万円以上の修繕実績はないのでしょうか。あるようであれば公表いただけないでしょうか。	50万円以上の修繕実績を公表する予定はありません。
193	要求水準書	修繕業務(業務の範囲)	77	10	2	3	(2)			1件50万円(税抜)を超える・・・とありますが1件とはどこまでの範囲、定義と判断すればよろしいでしょうか。	明確な範囲・定義はありません。発生した不具合を一括で解決するためなど常識的に考えられる工事目的に鑑みて都度、範囲を設定します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
194	要求水準書	修繕業務(業務の範囲)	77	10	2	3	(2)				「(仮称)大沢野行政サービスセンター別館においては、1件50万円(税抜)を超える修繕、更新については本市が別途発注する」とありますが、これは別館のみに適用される条件でしょうか。	お見込みのとおりです。なお、左記の上限金額については、(仮称)大沢野行政サービスセンター別館の改修業務の範囲外で発生した不具合等に対する修繕業務について適用するものであり、(仮称)大沢野行政サービスセンター及び(仮称)大沢野行政サービスセンター別館の改修業務の範囲内で発生した不具合等については、全てPFI事業者の負担となります。
195	要求水準書	清掃業務(要求水準)	78	10	2	4	(2)				除菌または消毒作業についての明記はありませんが、特に不要ということでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
196	要求水準書	清掃業務(要求水準)	78	10	2	4	(2)	a	(f)		衛生消耗品は全てPFI事業者の負担とありますが、記載品目以外にどのような使用実績がありますか。また年間の使用数量は如何ほどでしょうか。	記載品目のほか、トイレ用芳香剤、尿石防止剤を使用しています。なお、大沢野行政サービスセンター及び大沢野生涯学習センターにおける主な品目の前年度使用実績は以下のとおりです。 ・トイレトーパー(約2300個) ・手洗い水石鹼(約10kg) ・トイレ用芳香剤(約80個) ・尿石防止剤(約100個)
197	要求水準書	清掃業務(要求水準)	79	10	2	4	(2)	a	l		自動販売機については、どこに何台設置を計画していますか？	(仮称)大沢野行政サービスセンターのエントランス・ホワイエに1台程度設置することを想定しています。
198	要求水準書	清掃業務(要求水準)	79	10	2	4	(2)	a	m		施設内で発生したごみのごみ置場までが維持管理でごみ置場からクリーンセンター等への運搬は本業務含まれないとの認識良いでしょうか？	お見込みのとおり、ごみ置き場からクリーンセンター等への運搬は市が別途実施するため、本業務の範囲外です。
199	要求水準書	清掃業務(要求水準)	79	10	2	4	(2)	f			洗剤等の資機材について市の基準があればご提示願います。	洗剤等の資機材について市の基準はありません。
200	要求水準書	清掃業務(要求水準)	79	10	2	4	(2)	f			新型インフルエンザ等の感染症対応の流行に対応する洗剤等の設定は必要でしょうか？	民間事業者の提案に委ねます。
201	要求水準書	環境衛生管理業務(要求水準)	79	10	2	5	(2)	a			年齢制限の設定はありますか？	法令を満たし、必要な能力を有していれば年齢制限はありません。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
202	要求水準書	警備業務	80	10	2	6				「新規複合施設を対象施設とし、」とありますが、新規複合施設に含まれる別館の全域も、警戒対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
203	要求水準書	警備業務(要求水準)	80	10	2	6	(2)			警備対象は新規複合施設とするとなっておりますが、「新館」「別館」それぞれの警備装置により警備セット及び最終退館確認という考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	要求水準書	警備業務(要求水準)	80	10	2	6	(2)	a		「警備装置の取り付けを行う」とありますが、ビルメンテナンスの資格のみを有する企業が維持管理代表企業となり、下請として資格を有する機械警備企業へ業務を委託する事で、不足する部分を補えると考えて宜しいでしょうか。	No.149を参照してください。
205	要求水準書	警備業務(要求水準)	80	10	2	6	(2)	b		警備装置はPFI事業者の所有とありますが、維持管理企業またはその下請け企業の所有でもよろしいでしょうか。	警備装置の所有者は問わないこととし、要求水準書を修正します。
206	要求水準書	警備業務(要求水準)	80	10	2	6	(2)	b		警備装置はPFI事業者の所有とありますが、事業期間終了時に撤去する必要があるということでしょうか。	PFI事業者が警備装置を所有する場合は、市とPFI事業者により、協議することとします。
207	要求水準書	外構管理業務(要求水準)	81	10	2	8	(2)	a		「施設の玄関周り及び敷地案内等の公共性の高い場所・設備は日常的に清潔・美観を保つこと。」とあり、別紙14清掃業務表にも記載がないことから、駐車場については日常的な清掃の対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
208	要求水準書 別紙1	工程表								工程表では、事業終了が「令和19年度(2038)3月」となっておりますが、(2038)ではなく(2037)の誤記ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。別紙1を修正します。
209	要求水準書 別紙1	工程表								富山市商工会館の引越業務はPFI事業者の事業範囲外と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
210	要求水準書 別紙4	諸室性能リスト								諸室性能リストの項目において、執務室のコンセント用及びそのG回路の容量をご教示ください。 (例)コンセント用35VA/m ² 、G回路15VA/m ² 、計50VA/m ²)	現時点で決定していないので、設計段階で協議とします。一般的な事務所としてご提案ください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
211	要求水準書 別紙4	諸室性能リスト								諸室性能リストの項目において、単相電源及び三相電源とありますが、事務用機械室の「自動断裁機、他」や上下水道監視室の「電源盤、他」など一般的な事務所には無い特殊機器と考えます。必要な各電源用途・電圧・電気容量をご教示お願いいたします。	事務用機械室及び上下水道監視室に設置する機器は、すべて単相100V又は200V並びに三相200V電源にて対応できるものです。公表資料を参考に電気容量等を想定し、ご提案ください。
212	要求水準書 別紙4	諸室性能リスト								要求水準書33頁(7)情報通信設備に、無線LANアクセスポイント用の配管配線と有線LAN用情報コンセントの記載がありますが、別紙4にはLAN配線のみとなっております。すべて同室に設置する理解でよろしいでしょうか。	無線LAN用のアクセスポイントについては、施設の形状や広さ、執務室の配置等により適切な設置場所が異なることから、別紙4「諸室性能リスト」に示す有線LAN情報コンセントの設置箇所とは必ずしも一致しません。なお、無線LAN用アクセスポイントの設置箇所については設計段階において協議することとします。
213	要求水準書 別紙4	諸室性能リスト								「EPS内はG回路とすること」とありますが、EPS内に設置する機器は事業者によって異なるものと考えます。G回路とする目的・対象機器の用途をご提示お願いいたします。 例：災害時の通信・セキュリティ確保のため、行政無線、通信、防犯機器の電源確保を行う、など。	災害時における必要機器の機能維持を図るため、一部の対象機器についてはEPS内をG回路としています。なお、対象機器は以下のとおりです。 ・ネットワーク設備用1回路(20A以上) ・屋外拡声子局用1回路(15A以上) ※但し、庁舎屋上に建設する場合。 ・遠隔制御装置(同報系及び移動系)1回路(15A)
214	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	1							受付カウンター用椅子の仕様、サイズ、キャスターの有無、肘の有無、張地の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
215	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							相談室1. 2の相談用椅子の仕様、サイズ、キャスターの有無、肘の有無、張地の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
216	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							相談室2の「電話」とありますが、電話機のことでしょうか、それとも電話台のことでしょうか。	電話機を指します。
217	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							診察室1, 2の背もたれ付椅子の仕様、サイズ、キャスターの有無、肘の有無、張地の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
218	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							診察室1, 2のキャスター付き椅子の仕様、サイズ、背の有無、肘の有無、張地の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
219	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							診察室1, 2の丸椅子の仕様、サイズ、背の有無、キャスターの有無、肘の有無、張地の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
220	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							診察室2の片袖机の仕様、サイズ、引出しの段数の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
221	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							診察室2のステンレスワゴンのサイズ、棚板の段数の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
222	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							診察室2の待合用長椅子は背付きでしょうか、また張地の指定ありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
223	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4							診察室2の脱衣ワゴンのサイズの記載が御座いません。ご提案ありきで問題無いでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
224	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							多目的室の椅子50脚の仕様、サイズキャスターの有無、肘の有無、スタッキング方式、張地の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
225	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							多目的室のプロジェクターの仕様の記載がありません。また、天井吊り型、置き型の指定も御座いませんが、提案ありきで宜しいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
226	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							多目的室の壁掛け時計は電波時計でしょうか。また、電池式で宜しいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
227	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							多目的室の「電話」とありますが、電話機のことでしょうか、それとも電話台のことでしょうか。	電話機を指します。
228	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							多目的室の本棚ですが、木製、可動棚で宜しいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
229	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							多目的室の掲示板ですが掲示物の止め方は ピンタイプでしょうか、マグネットタイプで しょうか、それとも両方でしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
230	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							多目的室の移動式柵は具体的にどの様な製 品でしょうか。また、何処に設置するモノで しょうか。移動式とありますが、キャスター付 きでしょうか。	多目的室の移動式柵については、健診等実 施時に子どもが室外へ飛び出さないよう同室 の出入口等に便宜的に設置するものです。 キャスター(ロック)付きとし、具体的な仕様 は民間事業者の提案に委ねます。
231	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							多目的室の下足箱(24人以上用)ですが、木 製でしょうか、鋼製でしょうか。また、扉は必 要でしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
232	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	5							倉庫の整理棚(3段)ですが「積載荷重を考 慮」とありますが、具体的な棚板の耐荷重は 御座いますでしょうか。また、H=2,080mm、 2,200mmで天地4段(有効棚空間3段)で宜 しいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
233	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	6							多目的ホールのプロジェクターの仕様の記 載がありません。また、天井吊り型、置き型 の指定も御座いませんが、提案ありきで宜し いでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
234	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	6							大会議室のプロジェクターの仕様の記載が ありません。また、天井吊り型、置き型の指 定も御座いませんが、提案ありきで宜しいで しょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
235	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	7							調理実習室の丸椅子ですが仕様、サイズ、 キャスターの有無、背の有無、張地の指定が 御座いません。何か決定事項はありますで しょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
236	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	7							調理実習室の冷凍冷蔵庫の容量、扉の開 き勝手の記載が御座いません。何か決定事 項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
237	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	7							調理実習室の洗濯機の容量、及びドラム 式、縦式の記載が御座いません。何か決定 事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
238	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	7							調理実習室の置台ですが、サイズの記載が 御座いません。具体的なサイズをご指示願 います。また、何を置く台でしょうか。	調理実習室の置台は、炊飯ジャー2台と洗 剤スポンジ等を置くため、二層式シンク横 に設置するものです。サイズは巾1600mm× 奥行600mm×高さ800mm程度としてくだ さい。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
239	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	7							調理実習室のカーットのサイズ、素材(ステンレスなど)、棚板の段数の記載が御座いません。また、何を運ぶカートでしょうか。	調理実習室のカートは、離乳食等を隣室等へ運搬するために使用するものです。サイズは巾760mm×奥行460mm×高さ950mm程度とし、ステンレス素材、段数は2段としてください。
240	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	7							事務室(生涯学習センター)の打合せテーブルのサイズ、脚の形状(T字、4本脚など)の記載が御座いません。ご提案ありきで宜しいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
241	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	7							事務室(生涯学習センター)の打合せテーブル用椅子の仕様、サイズ、キャスターの有無、肘の有無、張地の指定が御座いませんが、何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
242	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	8							書庫室の作業台の仕様、サイズの記載が御座いません。何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
243	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	8							書庫室の時計は電波時計でしょうか。また、電池式で宜しいでしょうか。壁掛け、置き式どちらになりますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
244	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	10							執務室各所の待合椅子の仕様、肘の有無、張地の指定などの記載が御座いません。何か決定事項はありますでしょうか。	民間事業者の提案に委ねます。
245	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	11							上下水道監視室で監視する対象名および監視対象の設置場所をご教示お願いいたします。	上下水道監視室では、水道施設遠方監視装置(一式)、水道施設Web監視装置(一式)、大山水処理場遠方監視装置(一式)、大沢野地域農業集落排水施設監視装置(一式)、大山地域下水道施設遠方監視装置(一式)を監視対象としています。なお、各監視対象の設置場所はお答えいたしかねます。
246	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	11							上下水道監視室の什器備品は全て市で別途引越となっていますが、監視機器と監視対象が別室にある場合、配線工事が必要になるかと存じます。その配線配管および接続作業も市による工事との理解でよろしいでしょうか。	上下水道監視室については、什器備品にかかる引越しのほか、引越に伴い必要となる接続作業は市が別途実施します。PFI事業者は、別紙4「諸室性能リスト」に記載する設備条件を満たすための工事のみ実施してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
247	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	11							上下水道監視システムのため、新規複合施設内で配線ルート構築が事業者側で必要な場合、上下水道監視システムの構成図をご提示お願いいたします。	システム構成にかかる資料については、事業契約締結後に提示することとしておりますので、公表資料等から可能な限り想定して見積りしてください。
248	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	11							上下水道監視室の監視機器と監視対象を接続するため、新規複合施設外に配線を出すことが必要な場合には、そのルートとなる必要配管の径および数量をご提示お願いします。	別紙27「東サービスセンターケーブル系統図」(追加資料)を参考にご提案ください。
249	要求水準書 別紙5	什器備品一覧								事業期間内において将来必要になる備品の追加整備については貴市負担と考えて宜しいでしょうか。	別紙5「什器備品一覧」に記載する什器備品以外で将来必要になる備品の追加整備は、市の負担となります。
250	要求水準書 別紙5、別紙6	什器備品一覧、 器具備品一覧								別紙5什器備品一覧および別紙6器具備品一覧に「交流スペース」がありませんが、学習スペースや展示コーナー等の什器・備品等については事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	要求水準書 別紙5、別紙6	什器備品一覧、 器具備品一覧								別紙5什器備品一覧(事業者調達什器・備品等リスト)と別紙6器具備品一覧がありますが、「什器備品」と「器具備品」を区分された意図をご教示ください。また、什器備品と器具備品の用語の定義についてもご教示ください。	国庫補助を活用するに当たり、便宜的に区分を行ったものであり、什器備品は容易に移動可能なもの、器具備品は躯体に固定するなど移動が容易でないものを指します。
252	要求水準書 別紙6	器具備品一覧	1							多目的ホールに「音響・照明設備一式」と記載があります。要求水準書(案)P.20には「適切な防音、音響、照明、耐久性能を確保する」とありますが、演奏会やイベント、発表会などであれば舞台照明・舞台音響まで必要となりますし、武道の場としての利用であれば逆にそこまでは必要ないと思われ、「適切」にかなりの幅があると思慮します。音響・照明について求められる仕様をご教示ください。	要求水準書に記載の用途や機能を満たす合理的な音響・照明設備とし、民間事業者の提案に委ねます。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
253	要求水準書 別紙6	器具備品一覧	1							多目的ホールに「吊りもの一式」と記載があります。吊りものとは幕類や看板を指していると思慮しますが、新規複合施設は市の直営であり、市が行う式典や発表会等については事業者側で想定が難しいため、市が行う行事にて使用する看板等は別途との理解でよろしいでしょうか。	「吊りもの」とは、幕類のほか、昇降式的美術バトン等を指し、各行事の際に使用する個別の看板類は本事業の業務範囲外です。
254	要求水準書 別紙6	器具備品一覧	2							新規複合施設は市の直営となるため、デジタルサイネージに表示するコンテンツおよびコンテンツ用端末機器並びに配管配線工事は一式市による工事という理解でよろしいでしょうか。	エントランス・ホワイエに設置するデジタルサイネージには、日ごとの行事案内等を表示できるものとし、必要機器の調達・設置(配管配線工事含む)及び行事案内のためのコンテンツ作成が本事業の業務範囲に含まれます。なお、具体的な仕様は民間事業者の提案に委ねます。
255	要求水準書 別紙8	公用車リスト	1							No21の日産e-NV200の備考欄に要充電設備とありますが、充電時間の仕様は問わない理解でよろしいでしょうか。指定時間がありましたらご提示お願いいたします。	別紙8「公用車リスト」へ追記します。
256	要求水準書 別紙8	公用車リスト	1							35. トヨタ ダイナ(普通・貨物)、 39. トヨタ ダイナ(給水車) は、同車種でいくつか大きさがあるようです。上記2台の型式もしくは、全長、全幅、全高をご教示下さい。	別紙8「公用車リスト」へ追記します。
257	要求水準書 別紙10	本事業の業務 実施体制図								「統括管理責任者」と「各業務責任者」の配置が求められておりますが、市への各種報告・調整を適切に行うことができれば、非常駐でも可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
258	要求水準書 別紙21	大沢野生涯学 習センター修繕 実績								お示しの修繕実績値を上回った場合の費用・リスク負担は全て事業者という想定でしょうか。	別紙21「大沢野生涯学習センター修繕実績」はあくまで参考であり、(仮称)大沢野行政サービスセンター別館については、この実績値にかかわらず、改修業務の範囲内で発生した不具合等についてはすべて、改修業務の範囲外で発生した不具合等については50万円/件(税抜)以下の修繕業務がPFI事業者の負担となります。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
259	要求水準書 別紙23	富山市役所電 話システム構成 図								システム構成が示されておりますが、各機器の仕様・数量について記載がありません。新複合施設に設置予定の仕様・数量、未定の場合は現状の仕様・数量のご提示をお願いいたします。	現時点で決定していないので、設計段階で協議することとします。なお、現在の数量は、大沢野行政サービスセンター及び車庫に計127台、大沢野生涯学習センターに計35台設置しています。
260	要求水準書 別紙24	防災行政無線 機器仕様書								機器仕様を示されておりますが、移設を行う上ではシステム構成も必要になります。システム構成資料のご提示をお願いいたします。	システム構成にかかる資料については、事業契約締結後に提示することとしておりますので、公表資料等から可能な限り想定して見積りしてください。
261	優先交渉権 者選定基準	提案価格に対 する評価	4	3	(2)	5)				自主提案事業を提案した場合の提案地代等は定量評価の対象外という理解でよいでしょうか。	自主提案事業にかかる提案地代等については、それのみをもって定量的な評価は行いませんが、審査事項「VI自主提案施設に関する事項」の定性的な評価の視点として考慮します。
262	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別紙 2	II	(6)				多目的な使い方に対応できる設備計画とは、具体的に何を示すのかご教示ください。	例えば、全般照明だけでなく演出照明を設置し、スポーツ利用だけでなく文化的な催事での利用にも対応するなど、主に多目的ホールの用途を踏まえた設備計画についてご提案ください。
263	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別紙 2	II	(6)				「将来の使い方の変化に対応したメンテナンス性」の、評価視点はメンテナンスの容易性との理解でよろしいでしょうか。「将来の使い方の変化に対応」するのであれば更新性、拡張性等への対応が必要であると思料します。	評価の視点を以下のとおりとし、審査事項及び評価視点を修正します。 ・メンテナンスの容易性 ・将来の使い方の変化に対応した更新性、拡張性
264	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別紙 2	II	(6)				災害時の事業継続性を考慮し、G回路電源供給以外に必要なものを御指示ください。	民間事業者の提案に委ねます。
265	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別紙 2	IV					審査事項「地域経済への貢献」の評価視点として、「地元企業」、「地元雇用」、「地域産材」と記載されていますが、ここでいう「地元」、「地域」の概念については、富山市内という意味でしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
266	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別 紙 2	V					「Ⅱ 施設計画に関する事項」とは別に「Ⅴ 交流 スペースに関する事項」のみに特化した評価 事項がございますが、交流スペース45m2に 対して配点50点となっております、交流スペースに 対する市の期待の表れであると思料します。 このような評価事項となった背景・考えをご教 示ください。	交流スペースは、民間事業者の創意ある工 夫に基づく提案により、大沢野地域の特徴で ある「ノーベル賞」や本事業のコンセプトであ る「多世代交流」を体現する重要な空間であ ることから、独立した事項として評価を行うこ ととしたものです。
267	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別 紙 2	V					「交流スペースのコンセプトの理解」との記載 がありますが、「交流スペースのコンセプト」は どこに記載されていますでしょうか。ご教示く ださい。	P22「f 交流スペース」を参照してください。
268	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別 紙 2	VI					自由提案施設は任意提案とのことですが、配 点がされています。提案しなかった場合はこ こが0点になってしまうという理解でよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。
269	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別 紙 2	VI					自主提案施設の賃料や売買価格に関する評 価基準はありますでしょうか。	ありません。
270	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別 紙 2	VI	(2)				自主提案事業に関する審査事項に「(2)事業 内容」として余剰地の有効活用(公有財産総 量の縮減、貸付料収入)とありますが、具体 的な定量的評価方法が示されていない中、提 案価格に基づいた定量的評価は行われな いとの理解でよろしいでしょうか。定量的評価を 行われるのであれば、審査基準をお示しく ださい。	No.261を参照してください。
271	優先交渉権 者選定基準	審査事項及び 評価視点【一 覧】	6	別 紙 2	VI	(2)				自主提案事業に関する審査事項に「(2)事業 内容」として「余剰地の有効活用(公有財産総 量の縮減、貸付料収入)」とありますが、公有 財産総量の縮減という観点より、定期借地権 設定契約と比較し土地売買契約での提案が より高い評価となるとの理解でよろしいでし ょうか。	契約方法によって一律に評価するものでは なく、提案内容を踏まえ、総合的に判断しま す。
272	参加資格審 査 様式集 及び作成要 領	様式2-1								支店・営業所名で貴市の競争入札参加者名 簿に登録している場合、本社名ではなく、支 店・営業所名で参加資格申請を行うとの理解 でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
273	参加資格審査様式集及び作成要領	様式2-3		2						2で求められている実績については、参加資格要件を満たしていれば、1で求められている「一級建築士事務所の登録」を行っている事務所(支店等)としての実績ではなく、企業としての全国の実績を記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
274	参加資格審査様式集及び作成要領	様式2-3		2						様式では実績を記載する欄が3つございますが、要件を満たしている実績を最低1つ記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。実績の数に制限はありませんので、記入欄については適宜ご調整ください。
275	参加資格審査様式集及び作成要領	様式2-3 様式2-4 様式2-5		2						様式2-3～2-5について、各業務における参加資格要件を証明するための実績記入欄が3つありますが、複数の実績を示す必要があるのででしょうか。	No.274を参照してください。
276	参加資格審査様式集及び作成要領	様式2-3 様式2-4 様式2-5		2						様式2-3,2-4,2-5の主な該当実績記入にて、実績を証する書類は不要と考えて良いですか。	お見込みのとおりです。
277	参加資格審査様式集及び作成要領	様式2-3 様式2-4		2						設計業務、建設業務ともに実績を問われていますが、各企業の実績を証明する書類は不要でしょうか。	No.276を参照してください。
278	参加資格審査様式集及び作成要領	様式2-3 様式2-4		2						設計業務、建設業務ともに実績を問われていますが、各企業の実績を証明する書類を求める場合、必要書類を具体的にご教示願います。	No.276を参照してください。
279	参加資格審査様式集及び作成要領	様式2-3		2						実績を証明する書類(契約書や図面等)を添付することによって、資格要件を確認されるとの理解でよろしいでしょうか。	様式に記載された事項を基に資格要件を確認することとしており、実績を証明する書類の添付は不要です。
280	参加資格審査様式集及び作成要領	様式2-6								様式2-6にて構成員の資格名簿登載を証する書類とはどのような書類を指しますか。協力企業は不要ですか。	前段については、No.33を参照してください。後段についてはお見込みのとおりです。
281	提案審査様式集Ⅰ	様式④		(3)						「(3)建物の賃借料」に記載する金額はすべて消費税額を除いたものという理解でよろしいでしょうか。	様式④備考欄に記載のとおりです。
282	提案審査様式集Ⅰ	様式⑤								消費税及び地方消費税は税率10%で計算すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
283	提案審査 様式集Ⅰ	様式⑤								提案価格の内訳のうち割賦金利を含むサービス対価については、金利相当額を分けて記載しなくともよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
284	提案審査 様式集Ⅰ	様式⑤								本様式の「サービス対価」とは事業仮契約書(案)別紙1で定義されている「サービス購入費」と同義との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
285	提案審査 様式集Ⅲ									設計図書以外の様式にて、指定された様式以外の添付は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
286	提案審査 様式集Ⅲ	様式1-2-4-1								PIRR,EIRRの算出式詳細をご教示願います。	内閣府や国土交通省等のマニュアル等をご確認ください。
287	提案審査 様式集Ⅲ	様式1-2-4-2 a-1 施設整備費内 訳書								設計・建設期間中におけるSPCの運営費用は、A. 施設整備費の6. その他経費に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
288	提案審査 様式集Ⅲ	様式1-2-4-2 a-1 施設整備費内 訳書								C. 什器・備品等調達・設置費の各年度(48から54行目)に罫線がないのは、なんらかの意味があるでしょうか。	誤記のため、様式1-2-4-2 a-1「施設整備費内訳書」を修正します。
289	提案審査 様式集Ⅲ	様式1-2-4-2 a-2 サービス対価 内訳書								工事出来高の欄に「2. 既存施設解体撤去費(サービス対価D-2(うち一括払い))」と記載がありますが、サービス対価D-2は既存什器・備品等引越業務を遂行する費用ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。様式1-2-4-2 a-2「サービス対価内訳書」を修正します。
290	提案審査 様式集Ⅲ	様式1-2-4-2 c 維持管理費内 訳書								維持管理期間中のSPCの運営費用及び利益等は、その他関連業務の欄に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
291	提案審査 作成要領	提出書類(設計 図書)	1	1	(2)					上限枚数の項に「各施設」とあるのは、 ①(仮称)大沢野行政サービスセンター ②(仮称)大沢野行政サービスセンター(別館) の2つという意味で良いですか。	お見込みのとおりです。
292	提案審査 作成要領	外観透視図(鳥 瞰図)	1	1	(2)					カット数に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	カット数に制限はありませんが、提出書類の上限枚数は2枚(A3横)です。
293	提案審査 作成要領	外観透視図	1	1	(2)					カット数に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	カット数に制限はありませんが、提出書類の上限枚数は2枚(A3横)です。
294	提案審査 作成要領	リスク管理方針	3	1	(3)	1)				様式番号1-2-3リスク管理方針について、リスク分析にかかる詳細表や付保する予定の保険に関する評価書等を、添付資料として提出してもよろしいでしょうか。	上限枚数2枚(A4縦)の範囲で、記載内容についてはご提案ください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
295	提案審査 作成要領	事業計画に関する事項	3	1	(3)	1)					様式1-2-4-1(長期収支計画表)、様式1-2-4-2(費用内訳書)、様式1-2-4-3(サービス対価支払計画表)はExcel形式での提出と指定されております。それぞれ計算式を残し、相互にリンクを貼ってもよろしいでしょうか。	計算式やリンクは残した形で提出してください。
296	提案審査 作成要領	自主提案事業に関する事項	6	1	(3)	6)					「土地の転売等を予定する場合」とありますが、定期借地方式や定期建物賃貸借方式を選択した場合にも転賃借が認められるでしょうか。	事業用定期借地権設定方式や定期建物賃貸借方式を選択する場合も、市が認めた場合は、転賃借も可能とします。
297	提案審査 作成要領	作成上の留意点(記載内容全般)	9	2	(1)	1)					「正本には事業者名(グループ名)を記載」とありますが、正本の表紙にだけ事業者名を記載する対応で良いでしょうか。あるいは、正本にはグループ名以外の社名も全て記載が必要ですか。	お見込みのとおり、正本の表紙に事業者名(グループ名)を記載してください。
298	提案審査 作成要領	作成上の留意点(記載内容全般)	9	2	(1)	1)					「副本及び添付資料には、様式②に記載していない者についても、いずれの事業者名も記載しない」とありますが、事業者以外のアドバイザー、融資金融機関等については名称を記載してもよろしいでしょうか。	アドバイザーについては、名称を記載しないようにお願いします。融資金融機関については、名称を記載いただいて構いません。
299	提案審査 作成要領	作成上の留意点(記載内容全般)	9	2	(1)	1)					提案書の副本について、「関心表明書等を添付する場合も、墨消しをするなどして、事業者名が特定できないようにすること」とありますが、本事業の構成員・協力企業以外の事業者についても墨消しするというのでしょうか。	お見込みのとおりです。
300	提案審査 作成要領	作成上の留意点(記載内容全般)	9	2	(1)	1)					「資料(カタログ等)の添付は認めない」とありますが事業の実施体制に関わる融資確約書、リスク評価書、保険引受意向表明書等は該当する様式に添付可能との理解でよろしいでしょうか。	融資確約書等は添付してください。
301	提案審査 作成要領	作成上の留意点(様式等)	9	2	(1)	2)					「各指定様式を使用」とありますが、指示されていない点(フォントの種類、余白や各ページに枠を付けるなど)について、見やすさに配慮してデザインを調整して良いでしょうか。	見やすさに配慮した軽微な調整については可能とします。
302	提案審査 作成要領	提出部数等	9	2	(2)						提出書類は正本1部と副本15部となっております。正本、副本とも2穴バインダーに綴じこんでよろしいでしょうか。また、それぞれ「正」と「副」の記入を表紙及び背表紙に記載し、副は1/15から15/15まで番号を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
303	提案審査 作成要領	提出部数等	10	2	(2)					「設計図書(様式0)は、・・・様式ごとにインデックスを付けること」とありますが、様式0-●の枝番号ごとにインデックスを付けるのでしょうか。 その場合、インデックスが多すぎて見づらい可能性があります、同様に様式1～7も枝番号ごとにインデックスを付けるのでしょうか。	枝番号ごとにインデックスをつけてください。
304	提案審査 作成要領	提出部数等	10	2	(2)					提案審査に関する提出書類のファイリングについてですが、①提案審査に関する提出書類、②設計図書、③設計図書以外、④要求水準書セルフチェックシートといった分け方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
305	要求水準セ ルフチェック シート	様式8-1から8- 10								応募者確認欄には何を記載するのでしょうか。捺印等でなく○等の表記でよいでしょうか。	同様式の下段に記載した注記に従い、「○」又は「✓」を記入してください。
306	基本協定書 (案)	PFI事業者の設 立	1	3						設立するSPCは会計監査人設置会社とする必要はないと理解してよろしいでしょうか。	応募者のご判断において、適切な形態で対応ください。
307	基本協定書 (案)	事業契約の締 結等	3	5	6					事業契約の不調にともなう違約金について、第5条6項には「サービス対価 A～E-2から割賦金利相当額を控除した額に当該額に係る消費税等相当額を加えた額の10分の1」とあります。 対して、第10条には「市及び構成員等はお互いに何らの金員の支払を請求することはできない」とあり、第5条6項の内容と矛盾が生じます。 「事業契約締結」までは違約金が発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	第10条においては、「本基本協定に別段の定めがない限り」と記載しており、第5条第6項は、第10条に記載の「別段の定め」であるため、矛盾はしておらず、第5条第6項に基づいて違約金の請求を行います。
308	基本協定書 (案)	事業契約の締 結等	3	5	6					第5条6項に「違約金は、本PFI事業に係る事業契約書(案)別紙5に規定する「サービス購入費の支払い方法に」における「サービス対価 A～E-2」から割賦金利相当額を控除した額に当該額に係る消費税等相当額を加えた額の10分の1」とありますが、第10条には「市及び構成員等はお互いに何らの金員の支払を請求することはできない」とあり、第5条6項と第10条の内容と矛盾しているように思われます。事業契約締結まで、違約金は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	No.307を参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
309	基本協定書 (案)	事業契約不調 の場合の処理	4	10						「事由の如何を問わず」とありますが、相手方の責めに帰すべき事由の場合は、相手方の請求できるとするべきではないでしょうか。	原文のままとします。
310	基本協定書 (案)	事業契約不調 の場合の処理	4	10						「市とPFI 事業者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、市が構成員等に対して、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、原則、市及び構成員等はお互いに何らの金員の支払を請求することはできないものとする。」とありますが、下線部分は不要ではないでしょうか。	誤記のため、「市が構成員等に対して」は削除することとし、基本協定書(案)を修正します。
311	基本協定書 (案)	事業契約不調 の場合の処理	4	10						「本基本協定に別段の定め」として、同5条6項が挙げられるものと思われませんが、貴市の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合には、事業者は何ら請求できないと想定できます。貴市が有責の場合に、貴市に対して違約金を請求し得る条項を定めることはできないでしょうか。	原文のままとします。
312	基本協定書 (案)	自主提案事業	5	13						自主提案施設が開業できない場合や事業の途中で撤退した場合(代替企業が見つからない場合)、ペナルティはございますでしょうか。	自主提案施設が開業できない場合や事業途中で撤退に対し、想定しているペナルティはありませんが、代替事業者を確保するなど自主提案事業の継続に向けた最大限の努力を求めます。
313	基本協定書 (案)	自主提案事業	5	13	2					「本事業期間満了前に中止する場合において、市が要求するときには～最大限努力しなければならない。」とありますが、事業期間満了前に自主提案施設事業を中止し、事業者が努力しても代替事業者を確保できない場合、SPCおよび自主提案施設事業者共にペナルティは課されないと理解してよろしいでしょうか。	No.312を参照してください。
314	事業契約書 (案)	目的	1	2						第2条第2項がなく、第1項の後、第3項が続いておりますが、第2項は欠番でしょうか。	お見込みのとおり、「第3項」ではなく「第2項」が正です。事業契約書(案)を修正します。
315	事業契約書 (案)	事業期間	3	9						(仮称)大沢野行政サービスセンター別館の引渡し予定日が令和5年(2023年)8月30日となっておりますが、令和5年(2023年)8月31日ではなく8月30日でよろしいでしょうか。	「8月30日」ではなく、「8月31日」が正です。事業契約書(案)を修正します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
316	事業契約書 (案)	契約保証金	4	12	2					契約保証金の金額ですが、事業契約約款(案)第73条を勘案すれば、新施設引渡以降の契約保証金の金額は、第12条第2項で定める金額からサービス購入費A、D-1A、E-1の合計額を控除した金額以上ということでしょうか。	新施設の引渡時に、D1-A及びE-1の業務が完了していれば、お見込みのとおりです。
317	事業契約書 (案)	契約保証金	4	12	2					契約保証金につきまして、一部業務が完了した後は、契約保証金の額から完了した業務のサービス購入費の額を減額してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
318	事業契約書 (案)	契約保証金	4	12	2					履行保証保険の付保金額は、「施設整備業務に係るサービス購入費(サービス購入費A、B、D-1A、D-1B、D-2、E-1及びE-2)から割賦金利を控除した額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」とされておりますが、この履行保証保険契約期間は、本事業の締結日からすべての業務が完了する令和6(2024)年3月31日までとなるのでしょうか。また、事業仮契約書(案)第73条の規定により、施設整備期間中の違約金が当該付保額と同額ですので、各業務の実施期間ごとに分けて保険契約を締結することはできないとの理解でよろしいでしょうか。	第12条は、契約締結時点の付保金額です。第73条第5項により、当該期間までに完了した業務を控除した額となります。
319	事業契約書 (案)	保険の付保	5	15						保険金請求権に担保権を設定してはならないとありますが、資金調達形態によっては少なくとも建設工事保険の保険金請求権には質権を設定することを金融機関から必須として要請されますので、規定内容を修正ください。	金融機関との直接協定等において、融資の必須条件となる場合であって、事業の立て直しを目的とする場合には質権の設定を認めます。
320	事業契約書 (案)	保険の付保	5	15	2					「保険にかかる契約書」とはどのような書類を意味するのでしょうか。保険会社所定の保険の申込書の意味でしょうか。	具体的な想定はありません。
321	事業契約書 (案)	保険の付保	5	15	2					「保険証書」は保険会社から発行されるまでに1ヶ月以上はかかるケースが一般的です。保険証書が発行されるまでの間、保険証書に代わって保険会社が発行する「付保証明」を保険契約締結後、速やかに市に提出すればいいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
322	事業契約書 (案)	保険の付保	5	15	3						「第1項に係る保険金請求権について、担保権を設定してはならず」とありますが、第1項に係る保険(別紙4に記載の保険)以外で、事業者独自に付保する保険については、担保権設定してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
323	事業契約書 (案)	統括管理責任者	6	18	1						「施設整備期間及び維持管理期間のそれぞれについて」統括責任者を定める規定について、施設整備期間と維持管理期間は重複していますが、統括責任者は1名定めればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
324	事業契約書 (案)	統括管理責任者の変更	6	19	3						統括責任者の変更を承諾いただける「やむを得ない事由」には、統括責任者の所属企業内での人事異動も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「やむを得ない事由」には、所属企業内での人事異動も含むこととしますが、その場合には、十分な引継ぎを行うなど、統括管理業務の質の維持・向上に努めることとしてください。
325	事業契約書 (案)	契約不適合責任	7	21							契約不適合に伴う履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完請求ができないものとさせていただきますでしょうか。	第21条に定めるとおり、履行の追完請求を行います。事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び「事業契約書(案)」の規定に従い市が判断します。
326	事業契約書 (案)	契約不適合責任	7	21							契約不適合に伴う損害賠償請求権については、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らし請負者の責に帰すべきではない事由により生じた場合は、行使されることはないものとの理解でよろしいでしょうか。	No.325を参照してください。
327	事業契約書 (案)	契約不適合責任	7	21	1						「PFI事業者に過失があるか否かにかかわらず」とありますが、本条の趣旨からしてPFI事業者に過失がある場合に限定されると理解しますので、このフレーズは削除ください。	原文のままとします。
328	事業契約書 (案)	契約不適合責任	7	21	1						「ただし、PFI事業者は、市に・・・市が請求した方法による履行の追加をすることができる」は「ただし、PFI事業者は、市に・・・市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
329	事業契約書 (案)	契約不適合責任	7	21	1						「市が請求した方法により履行の追完をすることができる」とあるのは「市が請求した方法と異なる方法により履行の追完をすることができる」の誤記ではないでしょうか。	No.328を参照してください。
330	事業契約書 (案)	工期の変更による費用等の負担	8	23	1	(1)					工期変更に伴って貴市にご負担をいただく損害、損失又は費用には合理的な範囲での金融費用(ブレイクファンディングコスト含む)も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	市の帰責で、既に融資契約を締結している場合には、合理的な範囲での金融費用も含まれます。
331	事業契約書 (案)	設計の完了	9	28	1						設計図書等にかかる貴市からのご確認をいただいた際には、貴市から確認にかかる通知を書面にいただけていますでしょうか。	原則、PFI事業者に対し、確認にかかる通知を書面にて交付する予定はありませんが、必要に応じて別途協議することとします。
332	事業契約書 (案)	既存施設解体撤去業務	10	30	4						解体設計業務にかかる提出書類に対する貴市からの確認を受けた際には、貴市から確認にかかる通知を書面にいただけていますでしょうか。	原則、PFI事業者に対し、確認にかかる通知を書面にて交付する予定はありませんが、必要に応じて別途協議することとします。
333	事業契約書 (案)	解体撤去工事業務に関する検査	11	32	3						貴市よりいただく業務完了通知は、工事完了届の受領後、いつ頃にいただける想定でしょうか。	具体の期間は想定していませんが、完成確認の結果、解体撤去が完了したことを確認したときは、速やかに業務完了通知書を交付する予定です。
334	事業契約書 (案)	完成図書及び完成確認合格通知	14	41	2						貴市よりいただく完成確認合格通知は、完成確認実施後、いつ頃にいただける想定でしょうか。	具体の期間は想定していませんが、完成確認に合格したときは、速やかに完成確認合格通知書を交付する予定です。
335	事業契約書 (案)	改修業務	14	42							改修事業は、改修対象施設の想定外の老朽化・損傷によるスケジュールの変更や費用の増加など、典型的にリスクの多い事業である(自治体PFI推進センター専門家委員会「改修PFIにおける現状と課題及びPFIにおけるファイナンスの現状」平成18年3月参照)ので、本件では、サービス購入費の変更に関する規定はあるが、そもそもどのようにリスク分担をするかという問題と、顕在化したリスクをサービス購入費にどのように協議反映するかは別問題のため、貴市もリスク分担するのが相応と考えますが如何でしょうか。	市においても一定のリスクを負担しているものと考えております。
336	事業契約書 (案)	完成図書及び完成確認合格通知	16	48	4						項数のみ記載されていますが誤記ではないでしょうか。記載漏れがあるのであれば、内容を開示頂くようお願い致します。	誤記のため、「第4項」は削除し、事業契約書(案)を修正します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
337	事業契約書 (案)	完成図書及び 完成確認合格 通知	16	48	4						第4項条文の記載がありませんが、記載間違いでしょうか。	No.336を参照してください。
338	事業契約書 (案)	新規複合施設 に係る引渡しの 遅延	18	54	1						引渡遅延に伴って貴市にご負担をいただく合理的な増加費用には、合理的な範囲での金融費用(ブレイクファイディングコスト含む)も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.330を参照してください。
339	事業契約書 (案)	維持管理業務 開始の遅延	20	62	1	(1)					「PFI事業者が出費を免れた経費の額を控除して」とありますが、控除するのは実際に負担した経費からではなく、約定のサービス購入費からとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
340	事業契約書 (案)	維持管理業務 開始の遅延	20	62	1	(3)					法令変更による場合の別紙7の負担割合を準用することになっておりますが、負担の対象をご教示ください。	負担の対象は、サービス購入費Cとなります。
341	事業契約書 (案)	維持管理業務 開始の遅延	20	62	1	(4)					「PFI事業者が出費を免れた経費の額を控除して」とありますが、控除するのは実際に負担した経費からではなく、約定のサービス購入費からとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
342	事業契約書 (案)	新規複合施設 の修繕等	21	63	4						PFI事業者による改修業務の対象箇所以外における改修施設における1件50万円(税抜)以下の修繕及び更新は、PFI事業者が発注するという意味でしょうか。	お見込みのとおりです。
343	事業契約書 (案)	新規複合施設 の修繕等	21	63	5						「前4項の定めに関わらず」として不可抗力による修繕の負担割合が定められておりますが、第4項の1件50万円の修繕には不可抗力による修繕は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力等による修繕も含まれるものとします。
344	事業契約書 (案)	新規複合施設 の修繕等	21	63	6						SPCの責任により改修が必要となった場合に限られず、貴市の責任により改修が必要となった場合についても、貴市が一方的に自ら改修し、サービス購入費を減額できる規定となっているようにお見受けしましたが、SPCに帰責事由がある場合に限られると理解してよろしいでしょうか。	修繕等が市の責めに帰すべき事由により必要となった場合には、当該修繕等にかかる合理的な費用は市が負担しますが(第63条第5項)、清掃業務など、当該修繕等に伴い中止した維持管理業務の内容を勘案し、PFI事業者と協議の上、当該業務に係るサービス購入費から合理的な金額を減額する場合があります。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
345	事業契約書 (案)	新規複合施設 の修繕等	21	63	6						この規定の減額の対象はサービス購入費C であるところ、サービス購入費Cは統括管理 業務と維持管理業務の対価を合わせた定め となっている。減額の場合にどのような計算 をする予定であるかご教示願います。	実費等を勘案し、算定することを想定してい ます。
346	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 に帰すべき事由 による本契約の 終了	26	73	5	(1)	イ				「本件工事(解体撤去)の出来形部分」とは、 解体履行部分(出来高)との理解でよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。
347	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 に帰すべき事由 による本契約の 終了	26	73	5	(1)	イ				事業契約解除の帰責者にかかわらず、出来 形部分が存在する場合には、貴市に買い 取っていただくようご修正をいただけません でしょうか。金融機関が建設期間中にSPCに 対してプロジェクトファイナンス提供する際、事業 契約解除時においては、SPCが貴市に対して 有する出来形相当額の売買債権が唯一の返 済原資となることから、現規定の場合、金融 機関からの資金調達が困難となります。	出来形部分については、市が相当と認める 範囲について、相当の金額で買い取ることが できるものとします。
348	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 に帰すべき事由 による本契約の 終了	26	73	5	(1)	イ				貴市に買い取りをいただく出来形には、貴市 から確認をいただいた各設計図書も含まれる 理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
349	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 めに帰すべき事 由による本契約 の終了	26	73	5	(2)					改修・解体撤去期間中の契約解除にともなう 違約金について、ここでいう「改修・解体撤去 期間」というのは、「大沢野生涯学習センター の改修」および「旧大沢野行政サービスセン ターの解体」を指すのでしょうか。また、前段 の内容に「大沢野文化会館・富山市南商工会 館・大沢野武道館等の解体」は含まれないと の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
350	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 めに帰すべき事 由による本契約 の終了	26	73	5	(2)					「大沢野文化会館・富山市南商工会館・大沢 野武道館等の解体期間中」に事業者の帰責 事由による契約解除が発生した場合、(仮称) 大沢野行政サービスセンターが開業する前 のため、維持管理費に関連する違約金は必要 ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
351	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 に帰すべき事由 による本契約の 終了	26	73	5	(2)	ア	(イ)	改修・解体撤去期間中のPFI事業者帰責事由 による契約解除時の違約金が、「維持管理業 務の当該事業年度のサービス購入費及び当 該額に係る消費税等相当額の合計額の12分 の3に相当する金額」とされていますが、当該 事業年度の10分の1としていただけませんで しょうか。 原案のままでは違約金相当額を調達するた めの金融費用が高額になる可能性があります 。また、内閣府のPFIガイドラインである「契 約に関するガイドライン」P.111においても、違 約金の目安として「解除された事業年度1年 間分の維持管理費及び運営費相当の対価の 100分の10」に相当する額が明記されてお ります。	原文のままとします。
352	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 めに帰すべき事 由による本契約 の終了	27	73	5	(3)	ア		維持管理期間中の契約解除にともなう違約 金について、「維持管理業務の当該事業年度 のサービス購入費及び当該額に係る消費税 等相当額の合計額の12分の3」とありますが 、事業者にとって違約金の負担が重いと考 えます。他のPFI事業では「10分の1」程 度であることから、同程度割合に見直して いただけないでしょうか。	No.351をご参照ください。
353	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 に帰すべき事由 による本契約の 終了	27	73	5	(3)	ア		貴市からは、維持管理業務のサービス購 入費だけではなく、未払いの施設整備業 務に係るサービス購入費もお支払いいただ ける理解でよろしかったでしょうか。維持 管理期間中における事業契約解除の際に は、割賦元本等の未払いの施設整備業 務に係るサービス購入費が存在するかと 存じます。	お見込みのとおりです。
354	事業契約書 (案)	PFI事業者の責 に帰すべき事由 による本契約の 終了	27	73	5	(3)	ア		上述理解の場合、施設整備業務に係るサ ービス購入費には割賦金利を付してお支 払いいただける理解でよろしかったでし ょうか。	お見込みのとおりです。
355	事業契約書 (案)	市の責に帰す べき事由による 本契約の終了	27	74	1				「サービス購入費の支払義務その他の本契 約上の重要な義務」とは具体的にどのよ うな義務を想定しているのかご教示願 います。	具体的な想定はありません。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
356	事業契約書 (案)	市の責に帰すべき事由による本契約の終了	28	74	2	(1)	イ				貴市にご負担をいただくPFI事業者の被った損害には、合理的な範囲での金融費用(ブレイクファンディングコスト含む)も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.330を参照してください。
357	事業契約書 (案)	市の責に帰すべき事由による本契約の終了	29	74	2	(3)	ア				貴市からは、維持管理業務のサービス購入費だけではなく、未払いの施設整備業務に係るサービス購入費もお支払いいただける理解でよろしかったでしょうか。維持管理期間中における事業契約解除の際には、割賦元本等の未払いの施設整備業務に係るサービス購入費が存在するかと存じます。	お見込みのとおりです。
358	事業契約書 (案)	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	31	76	2	(3)	ア				貴市からは、維持管理業務のサービス購入費だけではなく、未払いの施設整備業務に係るサービス購入費もお支払いいただける理解でよろしかったでしょうか。維持管理期間中における事業契約解除の際には、割賦元本等の未払いの施設整備業務に係るサービス購入費が存在するかと存じます。	お見込みのとおりです。
359	事業契約書 (案)	担保権の設定	34	89	1						金融機関が事業契約上にてPFI事業者が有する債権に対して担保を設定する場合においても、貴市からの事前の書面による承諾をいただく必要がある理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
360	事業契約書 (案)	著作権の利用 等	35	93							第1項に「PFI事業者は、市に対し、新規複合施設の維持管理、広報等に必要な範囲において、成果物(設計図書等、完成図書その他のPFI事業者が本契約又は市の請求により市に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。本条において同じ。)を市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は市の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾する。」とあり、第3項に「PFI事業者は、市に対し、成果物又は新規複合施設の内容を自由に公表することを許諾する」とありますが、PFI事業者が作成した成果物を市又は市の委託した第三者にて改変等を行った場合に、PFI事業者が当初作成したものと異なる内容の成果物に対してPFI事業者の氏名を表示して公表することができることを趣旨としているものではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
361	事業契約書 (案)	著作権の利用 等	35	93	1						本条項における「成果物」に、提案書類等が含まれるとした場合、事業者は貴市が自由に公表することを許諾する文面が盛り込まれており、営業秘密の漏洩に該当する可能性があるかと存じます。「成果物」から提案書類等は除かれると理解してよいのでしょうか。	営業秘密の漏洩に該当する可能性がある資料については、公表前に、市から事業者を確認するものとします。
362	事業契約書 (案)	著作権の利用 等	35	93	1						本条項における「成果物」には、提案書類等が含まれないと理解してよいのでしょうか。	含まれます。
363	事業契約書 (案)	用語の定義	39	別紙 1	(49)						新設施設の引渡予定日が●となっておりますが、第9条に記載のとおり令和5(2023)年2月28日との理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。
364	事業契約書 (案)	用語の定義	39	別紙 1	(51)						改修施設(行政サービスセンター別館)の引渡予定日が●となっておりますが、第9条に記載のとおり令和5(2023)年8月30日までで、事業者が提案する日という理解でよろしいのでしょうか。	改修施設の引渡予定日は、令和5(2023)年8月31日とします。事業契約書(案)を修正します。
365	事業契約書 (案)	用語の定義	39	別紙 1	(55)						「解体撤去工事完了予定日①」をご教示ください。	令和4年3月31日までのうち、民間事業者が提案する日となります。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	項目							
366	事業契約書 (案)	用語の定義	39	別紙 1	(56)					「解体撤去工事完了予定日②」をご教示ください。	令和6年3月31日までのうち、民間事業者が提案する日となります。
367	事業契約書 (案)	用語の定義	40	別紙 1	(60)					「維持管理開始予定日」は令和5年3月1日との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。
368	事業契約書 (案)	用語の定義	40	別紙 1	(73)					PFI事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害の賠償は市の負担として頂けないでしょうか。	別紙1及び別紙8に示すとおりとします。
369	事業契約書 (案)	ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス購入費の減額	43	別紙 3	2	(2)				維持管理業務の不履行が継続し、サービス購入費Cが減額となる場合にも、施設整備業務はすでに完了し割賦債権が確定しておりますので、金融費用を増加させないためにも、施設整備業務に係るサービス購入費の支払い留保はないものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
370	事業契約書 (案)	PFI事業者が付保する保険	46	別紙 4						別紙4で規定された保険及びそれ以外の提案する保険の保険条件は提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
371	事業契約書 (案)	PFI事業者が付保する保険	46	別紙 4						別紙4の請負賠償責任保険につき、地盤崩壊危険担保特約を求める理由をご教示いただけますか。 他のPFI事案にて同特約を特定して求められる事例は非常に稀であるため、本施設・本敷地にて必要なご事情を念のためお聞かせください。	具体的な想定はありません。No.372も参照してください。
372	事業契約書 (案)	PFI事業者が付保する保険	46	別紙 4						別紙4の請負賠償責任保険につき、地盤崩壊危険担保特約を求めています。新設施設工事において地盤崩壊リスクの懸念が小さいあるいはほとんどない場合には当該特約を付帯しないことをお認めいただけないでしょうか。	PFI事業者の判断により、付帯しないことも認めます。
373	事業契約書 (案)	PFI事業者が付保する保険	46	別紙 4						市は全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入予定とのことですが、万一PFI事業者の責めによる施設損害が発生した場合には当該損害共済を復旧費用に充当することは可能でしょうか。念のため確認させていただきます。	全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済の対象となる場合は、当該損害共済を充当します。ただし、当該損害共済の対象とならない事象に対しては、PFI事業者が適切な保険に加入する必要があります。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
374	事業契約書 (案)	PFI事業者が付保する保険	46	別紙 4						請負業者賠償責任保険と建設工事保険の保険契約者にPFI事業者が含まれておりませんが、PFI事業者も保険契約者に含めていただけないでしょうか。	PFI事業者の判断により、PFI事業者も保険契約者に含めることも認めます。
375	事業契約書 (案)	PFI事業者が付保する保険	46	別紙 4						事業者が付保する保険の「維持管理業務業者賠償責任保険」について、被保険者に貴市が入っていませんがよろしいでしょうか。	市も含めることとし、事業契約書(案)を修正します。
376	事業契約書 (案)	サービス購入費の支払方法	47	別紙 5						解体対象建物でアスベスト含有建材やPCB混入機器が有る場合に、対策工事や解体工事費用の増加分は貴市が負担する費用となる場合、事業者からの見積もりに基づき費用算定されるものと理解してよろしいでしょうか。また、その費用の支払い方法及び支払い時期についてご教示ください。	アスベスト対策費用及びPCB混入機器処理費用については、PFI事業者から提出された見積書を参考とし、協議により費用算定を行います。なお、アスベスト対策及びPCB混入機器処理については、本事業の業務範囲外です。
377	事業契約書 (案)	基本的考え方	47	別紙 5	1					「サービスに応じ一括又は事業期間にわたり平準化して支払うものとする」とありますが、平準化した際に生じる端数は最終の支払時に加減算するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
378	事業契約書 (案)	サービス購入費の算定方法	48	別紙 5	3	(1)				サービス購入費Aは建設一時金(地域交流センター部門・図書館部門)と割賦支払金(行政サービスセンター部門)に分けられますが、同じ建物内で各部門を区別する方法として、面積按分すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
379	事業契約書 (案)	サービス購入費の算定方法	48	別紙 5	3	(1)				サービス購入費Aは行政サービスセンター部門、地域交流センター部門、図書館部門で面積按分することになっていますが、端数が生じた場合の処理についてご教示ください。	契約締結時まで、協議により決定します。
380	事業契約書 (案)	サービス購入費の算定方法	48	別紙 5	3	(1)	1)			サービス購入費Aの建設一時金は、「地域交流センター部門の本体・共用部・外構の費用」と「図書館部門の本体・共用部・外構の費用」を合計した金額とすればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
381	事業契約書 (案)	サービス購入費 の算定方法	48	別紙 5	3	(1)	1)			建設一時金の算出方法について、「新設施設の地域交流センター部門(共用部及び外構含む)並びに図書館部門(共用部及び外構含む)に関して(中略)とする。」と記載がありますが、計画段階にて工事費内訳を詳細に区分して作成することが難しいため、新設施設の地域交流センター部門(共用部及び外構含む)並びに図書館部門(共用部及び外構含む)についての面積按分で算出することよろしいでしょうか。	No.378を参照してください。
382	事業契約書 (案)	サービス購入費 の算定方法	48	別紙 5	3	(1)	1)			建設一時金の算出方法について「新設施設の地域交流センター部門(共用部及び外構含む)並びに図書館部門(共用部及び外構含む)に関して、令和3年度は令和3年度の出来高(●%)を乗じた額とし、令和4年度は、残りの金額(100-●)%とする。」とありますが、共用部及び外構部の金額はどのようにして算出するのでしょうか。全体金額に対する面積按分と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
383	事業契約書 (案)	サービス購入費 の算定方法	49	別紙 5	3	(1)				実施方針及び要求水準書(案)に対する質問の回答No.44によると、SPCの開業関連費用及び設計・建設期間中におけるSPCの運営費用は、サービス購入費Aに含まれるとのことですが、当該費用は建設一時金に含めるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合開業関連費用、令和2年度及び令和3年度のSPC運営費用は令和3年度出来高分に含め、令和4年度のSPC運営費用は令和4年度出来高分に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
384	事業契約書 (案)	サービス購入費 の算定方法	49	別紙 5	3	(1)				「新設施設の行政サービスセンター部門(共用部及び外構含む)の設計費、工事監理費及び建設工事費の総額から建設一時金を差し引いた額を割賦元金とし」とありますが、下線部分は不要ではないでしょうか。行政サービスセンター部門は本体、共用部、外構ともに100%割賦支払金であり、新設施設の設計費、工事監理費及び建設工事費の総額から建設一時金を差し引いた額が割賦元金であると思料します。	誤記のため、「行政サービスセンター部門(共用部及び外構含む)の」を削除し、事業契約書(案)を修正します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
385	事業契約書 (案)	サービス購入費 の算定方法	49	別 紙 5	3	(1)	2)			サービス購入費Aの割賦支払金は、「新施設 設の行政サービスセンター部門(共用部及び 外構含む)の設計費、工事監理費及び建設工 事費の総額から建設一時金を差し引いた額」 とありますが、「新施設設全体の設計費、工 事監理費及び建設工事費の総額から建設一 時金を差し引いた額」ではないでしょうか。	No.384をご参照ください。
386	事業契約書 (案)	支払方法	53	別 紙 5	4	(2)				「以降四半期(3か月)ごとに年4階、」とありま すが、以降四半期(3か月)ごとに年4回、では ないでしょうか。	お見込みのとおり、「4階」ではなく、「4回」が 正です。事業契約書(案)を修正します。
387	事業契約書 (案)	支払方法	54	別 紙 5	4	(6)				「改修施設部分のサービス購入費D-2は、 新施設設への既存什器・備品等引越業務完 了後に一括で支払う」とありますが、「改修施 設への既存什器・備品等引越業務完了後に 一括で支払う」ではないでしょうか。	お見込みのとおり、「新施設設への」ではな く、「改修施設への」が正です。事業契約書 (案)を修正します。
388	事業契約書 (案)	物価変動による 改定	70	別 紙 6	1	(2)				「企業向けサービス価格指数 建物サービス」 を指標として改定する方式になっておりま すが、維持管理業務の対価のうち人件費の占 める割合が過半となることが推測されますの で、指標を「企業向けサービス価格指数警備」 及び「企業向けサービス価格指数 労働者派 遣サービス」に変更いただけないでしょうか。	原文のままとします。
389	事業契約書 (案)	金利変動による 改定	71	別 紙 6	3	(1)				金利変動による改定の対象にサービス購入 費E-2が記載されておりますが、サービス購 入費E-2は事業仮契約書(案)P.54により一 括払いであるため対象外との理解でよろしい でしょうか。	誤記のため、「サービス購入費E-2」を削除 し、事業契約書(案)を修正します。(2)、(3)も 同様です。
390	事業契約書 (案)	金利変動による 改定	71	別 紙 6	3	(2)				金利確定日が2023年3月1日の2銀行営業日 前となっております。その後も別館の改修工 事(サービス購入費B)や新規什器・備品等調 達・設置業務(サービス購入費D-1A、B)が 行われます。これらの割賦債権についてもこ の日にすべて確定するとの理解でよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
391	事業契約書 (案)	金利変動による 改定	71	別 紙 6	3	(2)					金利確定日は各サービス購入費の対象となる施設整備業務における施設引渡日(もしくは業務完了日)の2銀行営業日前にご修正いただけませんか。 各サービス購入費の対象となる施設整備業務は、各業務ごとに業務スケジュールが異なります。金利確定日となる2023年3月1日においては、未だ開始していない業務があり、業務完了の数ヶ月前に基準金利が確定する場合、金融機関が金利変動リスク分を含んだ金利で貸出を行う為、資金調達コストが嵩み、入札コストの増加要因となります。 加えて、万一、天候不順や不測の事態によって、工期延長となり金利確定以降に事業スケジュールが遅延した場合、金融費用(ブレイクファンディングコスト等)が発生する可能性もございます。	原文のままとします。
392	事業契約書 (案)	金利変動による 改定	71	別 紙 6	3	(3)					金利変動による改定が行われ、サービス購入費A、B、D-1A、D-1B、E-1及びE-2が市の想定金額を超えた場合、「初年度分については改定前の金額を支払い、増額分の金額については、翌年度に支払うものとする。」とあります。その場合、支払時期は翌年度のいつになるのでしょうか。	支払金額の確定と共に支払時期を示します。
393	事業契約書 (案)										事業契約書(案)には受領拒否に関する規定は見当たりませんが、民法改正を踏まえ、追記して頂けないでしょうか。	市では、正当な理由なく受領拒否は行いません。